

## 第5章 業務提供誘引販売取引

### (定義)

- 第51条** この章並びに第58条の23、第58条の26第1項、第66条第1項及び第67条第1項において「業務提供誘引販売業」とは、物品の販売（そのあつせんを含む。）又は有償で行う役務の提供（そのあつせんを含む。）の事業であつて、その販売の目的物たる物品（以下この章及び第58条の23第1項第1号イにおいて「商品」という。）又はその提供される役務を利用する業務（その商品の販売若しくはそのあつせん又はその役務の提供若しくはそのあつせんを行う者が自ら提供を行い、又はあつせんを行うものに限る。）に従事することにより得られる利益（以下この章及び第58条の23第1項第3号において「業務提供利益」という。）を収受し得ることをもつて相手方を誘引し、その者と特定負担（その商品の購入若しくはその役務の対価の支払又は取引料の提供をいう。以下この章及び第58条の23第1項第3号において同じ。）を伴うその商品の販売若しくはそのあつせん又はその役務の提供若しくはそのあつせんに係る取引（その取引条件の変更を含む。以下「業務提供誘引販売取引」という。）をするものをいう。
- 2 この章において「取引料」とは、取引料、登録料、保証金その他いかなる名義をもつてするかを問わず、取引をするに際し、又は取引条件を変更するに際し提供される金品をいう。

### 趣旨

第5章では、業務提供誘引販売取引に係る規定を設けているが、本条は、その前提としての定義規定である。

第1項は、本章の規定の適用を受ける業務提供誘引販売業及び業務提供誘引販売取引の定義を規定している。

第2項は、業務提供誘引販売取引において重要な概念である取引料の定義を規定している。

### 解説

#### 1 第1項

##### (1) 「業務提供誘引販売業」の内容

イ 業務提供誘引販売業の形態は、物品（商品、権利）の販売に係るものと、役務の提供に係るものに大別される。

- ① 物品（施設を利用し又は役務の提供を受ける権利を含む。）の販売（そのあつせんを含む。）の事業であつて、その販売の目的物たる物品（商品）を利用する業務（その商品の販売若しくはそのあつせんを行う者が自ら提供を行い、又はあつせんを行うものに限る。）に従事することにより得られる利益を収受し得ることをもつて相手方を誘引し、その者と特定負担（その商品の購入の対価の支払又は取引料

の提供をいう。)を伴うその商品の販売若しくはそのあつせんに係る取引をするもの

- ② 有償で行う役務の提供(そのあつせんを含む。)の事業であつて、その提供される役務を利用する業務(その役務の提供若しくはそのあつせんを行う者が自ら提供を行い、又はあつせんを行うものに限る。)に従事することにより得られる利益を収受し得ることをもつて相手方を誘引し、その者と特定負担(その役務の対価の支払又は取引料の提供をいう。)を伴うその役務の提供又はそのあつせんに係る取引をするもの

ロ 「物品の販売……の事業」

法第33条の解説1(2)を参照。

ハ 「有償で行う役務の提供……の事業」

① 「有償で行う」とは、役務の提供の対価を得ることをいう。

② 「役務」とは広く労務又は便益一般をいう。物品のリース、レンタルも「役務」に含まれる。施設を利用させることも「役務の提供」の一形態である。「有償で行う役務の提供(そのあつせんを含む。)」とは、自ら有償で役務の提供を行うことに加え、「有償で行う役務の提供……の事業」を行う者がする役務の提供の相手方を見つけ、提供の仲立ちをすることを含むものである。

- (2) 「業務提供利益」とは、業務提供誘引販売取引の相手方を勧誘する際の誘引の要素となる利益であり、その利益とは、提供又はあつせんされる業務に従事することにより得られる収入のことである。法は、「その……商品……又はその提供される役務を利用する業務(その商品の販売若しくはそのあつせん又はその役務の提供若しくはそのあつせんを行う者が自ら提供を行い、又はあつせんを行うものに限る。)に従事することにより得られる利益」と定義している。

当該「業務」は、「その商品の販売」等を行う者が「自ら提供を行う」もの又は「あつせんを行う」ものであり、商品の販売等をする者と業務の提供をする者が異なる場合であっても、商品の販売等をする者が業務の提供をあつせんする場合には、本条に該当することとなる。

イ 「業務」とは、在宅ワーク、仕事、モニター業務等といったものの総称であり、例えば、業務提供誘引販売業を行う者とその相手方との間の委託契約、請負契約、雇用契約、代理店契約等を含むものである。

ロ 「その……商品……を利用する業務」とは、販売の目的物たる物品(商品)を利用して行う業務のことである。例えば、販売されるソフトウェアを使用して行うウェブサイト作成の在宅ワーク、販売される着物を着用して展示会で接客を行う仕事、販売される健康寝具を使用した感想を提供するモニター業務、購入したチラシを配布する仕事、購入した教材から得られる知識を利用する仕事等が該当する。

ハ 「その提供される役務を利用する業務」も同様に、有償で提供を受けた役務を利用

して行う業務のことである。例えば、パソコン研修という役務の提供を受けて修得した技能を利用して行うデータ入力の在宅ワーク、インターネット上にウェブサイトを作成する役務の提供を受けて、そのウェブサイトを利用し、在庫管理等を行う業者の商品の広告や注文等の対応などを行う仕事等が該当する。

(3) 「收受し得ることをもつて相手方を誘引」

物品の販売に当たって、契約書等で取引の相手方が「利益」を「收受」すること（具体的には、業務を提供してそれによって収入が得られること）を条件として明示しているような場合に限定されるものではなく、勧誘時の説明等によって、実態として、「利益」を「收受し得る」との期待を抱かせて、商品を購入等するよう誘えば、本条に該当することになる。現実には「利益」を「收受」したかどうかを問わない。

また、利益は、相手方が業務提供誘引販売取引をするか否かの意思決定において社会通念上「利益」を「收受し得ること」が判断要素となり得る程度のものでなければならず、例えば、利益が僅少な額であって、相手方がそれをほとんど考慮しないような場合には、利益を收受し得ることをもつて誘引することには該当しない。

(4) 「特定負担」

特定負担とは、業務提供誘引販売取引に伴い取引の相手方が負うあらゆる金銭的な負担が該当する。

例えば、提供される業務に関して課される業務量のノルマや提供される業務を行うために必要な研修への参加行為であって金銭的な負担ではないものそれ自体は、特定負担には該当しないが、業務を行うために利用する商品の購入代金や研修等の役務の対価の支払代金は特定負担に該当する。また、登録料、入会金、保証金等があれば、これらの費用は「取引料」であり、特定負担に該当する。

(5) 「取引条件の変更」

「取引条件の変更」とは、商品の販売価格、役務の提供価格等の条件の変更、業務提供利益の授受等業務の提供条件の変更等のことである。

## 2 第2項

(1) 「取引料、登録料、保証金その他いかなる名義をもつてするかを問わず」

業務提供誘引販売取引では、取引料、登録料等様々な名目で金品が提供され、その性格も曖昧なものがあるが、名称のいかんにかかわらず「取引料」とみなす趣旨である。

(2) 「取引をするに際し、又は取引条件を変更するに際し」

ここで「際し」とは、時間的に同時であることを必要としていない。「取引をする」こと又は「取引条件を変更する」こととは何らかの関連があればよい。

(3) 「提供される金品」

「提供」とは、他人にとって利益になるものを、その利用に供することをいう。また、無償の提供である必要はなく、物品、役務の対価であっても構わない。したがって、ファクシミリや伝票、カタログ等の販売用具の購入代金、研修費等も含まれる。

「提供される金品」には、例示に「保証金」が掲げられているように、保証金を提供したり、質物を相手方に引き渡す場合の保証金、質物等も含まれる。また、脱会時に全額返還する旨の約定がなされていても、それが取引をするに際し、又は取引条件を変更するに際し提供されるものであれば取引料である。

#### **(業務提供誘引販売取引における氏名等の明示)**

**第 51 条の 2** 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引をしようとするときは、その勧誘に先立って、その相手方に対し、業務提供誘引販売業を行う者の氏名又は名称、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品又は役務の種類を明らかにしなければならない。

#### **趣 旨**

本条は、業務提供誘引販売取引をしようとするときは、その勧誘をするのに先立って、相手方にその旨が明らかになるように一定事項を告げ、相手方が商品の購入等の勧誘を受けているという明確な認識を持ち得るようにするための規定である。

#### **解 説**

1 業務提供誘引販売取引が住居への訪問や電話勧誘販売と同様の方法等の形態で行われる場合、業務提供誘引販売業を行う者が訪問目的等を偽って相手方に告げ、言葉巧みに取引に誘い込み、その結果その相手方が知らず知らずのうちに特定負担を伴う取引に同意させられてしまうという例がある。このような販売形態は、通常の店舗販売等とは異なり、基本的に相手方は望んでいないにもかかわらず不意に勧誘を受けるものである。

相手方は業務提供誘引販売取引に全く関心がない、又は忙しくて時間を取られたくない等の理由から、勧誘そのものを受けることを拒否したいことも多い。訪問目的等を偽って告げることは、相手方が、そのような勧誘を受けるか拒否するかを判断する最初の重要な機会を奪うものであり、こうしたことを放置することは、購入者等の利益の保護という観点から問題であるので、業務提供誘引販売業を行う者と購入者等との適切なルールを整備するという観点から本条を規定したものである。

2 「業務提供誘引販売取引をしようとするときは、その勧誘に先立って」

業務提供誘引販売取引についての契約締結のための勧誘行為を始めるに先立っての意味である。

勧誘行為を始めるに先立ってとは、本条を規定した趣旨が相手方が勧誘を受けるか拒否するかを判断する最初の重要な機会を確保することであることを踏まえると、相手方のそのような機会を確保できる時点と解することとなるが、少なくとも勧誘があったといえる相手方の契約締結の意思の形成に影響を与える行為を開始する前に所定の事項につき告げなければならない。

具体的には、個々のケースごとに判断すべきであるが、住居を訪問する場合であれば、基本的に、インターホンで開け方を告げなければならない、また、電話勧誘販売、いわゆるキャッチセールス又はアポイントメントセールスと同様の方法で行う場合においては、当初から勧誘行為が始められる場合が多いことから、基本的に、呼び止めたり、電話をかけた後など、相手方と接触した際に告げることとなる。

### 3 「氏名又は名称」

個人事業者の場合は、戸籍上の氏名又は商業登記簿に記載された商号、法人にあつては、登記簿上の名称であることを要し、通称や屋号は認められない（例えば、「〇〇〇〇」では不十分であり、「株式会社〇〇〇〇」）。

### 4 「特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨」

訪問販売等と異なって「特定負担を伴う取引についての契約」としているのは、業務提供誘引販売取引は、取引の仕組みが複雑なため、それら取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨を告げられても、取引に不慣れな個人は、自分がどのような取引についての勧誘を受けようとしているのか認識することが困難と考えられる。他方、勧誘に先立って、それら取引の内容を業務提供誘引販売業を行う者に説明させるのにも無理がある。このため、勧誘に先立って、相手方である個人にとって最も重要と考えられる何らかの金銭上の負担（特定負担）がある取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨を、明らかにすることを義務付けることとした。

具体的な告げ方としては、以下のような例が考えられる。

○ 「パソコン用教材を購入していただき、それを用いる仕事を提供いたしますが、話を聞いてもらえますか。」

### 5 「商品又は役務の種類」

例えば、「パソコン」、「着物」等、商品等の具体的なイメージが分かるものでなくてはならない。他方、個々の商品等の名前までを告げる必要はない。

### 6 「明らかにしなければならない」

明示の方法は、書面でも、口頭でもよいが、相手方に確実に伝わる程度に明らかにしなければならない。

### 7 本条違反に対する罰則は規定されていないが、本条に違反する行為については、主務大臣による指示（法第 56 条）や取引停止命令（法第 57 条）等の対象となる。

#### **（禁止行為）**

**第 52 条** 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約（その業務提供誘引販売業に関して提供され、又はあつせんされる業務を事業所その他これに類似する施設（以下「事業所等」という。）によらないで行う個人との契約に限る。以下この条において同じ。）の締結について勧誘をするに際し、又はその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の解除を妨げる

ため、次の事項につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

- 一 商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。）の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容その他これらに類するものとして主務省令で定める事項
  - 二 当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担に関する事項
  - 三 当該契約の解除に関する事項（第 58 条第 1 項から第 3 項までの規定に関する事項を含む。）
  - 四 その業務提供誘引販売業に係る業務提供利益に関する事項
  - 五 前各号に掲げるもののほか、その業務提供誘引販売業に関する事項であつて、業務提供誘引販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの
- 2 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約を締結させ、又はその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。
  - 3 業務提供誘引販売業を行う者は、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに営業所、代理店その他の主務省令で定める場所以外の場所において呼び止めて同行させることその他政令で定める方法により誘引した者に対し、公衆の出入りする場所以外の場所において、当該業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の締結について勧誘をしてはならない。

## **趣 旨**

いわゆる内職・モニター商法の問題点として、誤った情報や不正確な情報による勧誘や強引な勧誘等、相手方の意思決定を歪めるような方法で取引を行わせることや、同様の方法により契約の解除が妨げられることが挙げられる。本条はこのような不当な行為を禁止し、取引相手の損害発生の未然防止を図ることとしている。

## **解 説**

### 1 第 1 項

- (1) 「その業務提供誘引販売業に関して提供され、又はあつせんされる業務を……事業所等……によらないで行う個人」

本条、第 55 条、第 56 条第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに第 58 条から第 58 条の 3 までの規定は、事業所等によらないで業務を行う個人を相手方とするものに適用を限定している。法人及び事業所等を構えて業務を行う個人は、一般的に商取引に習熟したものと考えられ、これら条項による保護の対象とするまでの必要がないものと考えられることから、適用から除外したものである。

また、事業所等を有していても、在宅ワーク等の業務を当該事業所で行わない場合、例えば、店舗を構えてある分野の事業を行っている個人事業者がその分野と無関係の

業務として在宅ワークを行うような場合には、本法の適用の対象となる。

ここでの「事業所等」とは、当該業務を行うことを目的とし、相当程度の永続性を有する施設を意味する。例えば、自宅とは別に、店舗や事業専用の場所を構えて、そこで永続的に業務を行う場合や、関係する業規制法上の許可や届出等の適正な手続をした上でこれに対応した実質のある事業を行っているような場合については、一般的にこの「事業所等」に該当するものと考えられ、このような場所で業務を行う個人は、通常、これら条項の適用の対象外となる。

一方、例えば、自宅の一室に私用のために置いているパソコンを使って業務を行うような場合には、一般的には「事業所等」には当たらず、このように自宅で業務を行う個人は本法の適用の対象となる。

なお、個人が業務提供誘引販売業を行う者との間で「代理店契約」を締結する場合もあると考えられるが、本法の適用の対象となるかどうかは、業務の提供についての契約の名称や形式によって決まるものではなく、個人が「事業所等」により業務を行っているかどうかという実態によって判断されるものである。

- (2) 「その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約……の締結について勧誘をするに際し」

「契約……の締結について勧誘するに際し」とは、業務提供誘引販売業を行う者が業務提供誘引販売取引の相手方に対し最初に接触してから契約を締結するまでの時間的経過においてという意味である。

- (3) 「その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の解除を妨げるため」

「解除を妨げる」とは、通常は、解除を申し出た取引の相手方に対してなされるが、先制攻撃的に解除妨害を行うこと（例えば、「雇用契約を結んだ以上、契約の解除はできない。」などと言われている場合等）もあり得る。

- (4) 「次の事項につき」

イ 商品の種類、性能、品質又は権利若しくは役務の内容等について類似のものと比較して著しく劣る場合にそれを告げないことは、事実の不告知に該当する。

ロ 特定負担に関する事項について

例えば、業務に必要な1万円の商品購入のほかに、業務の提供を受けるためには事実上有料の講習を受講しなければならないにもかかわらず、「この在宅ワークをするために必要な負担は1万円の商品購入のみで、ほかには一切ない。」と告げることは不実の告知に該当する。

ハ 契約解除に関する事項について

法第58条に規定するクーリング・オフに関する事項のほか、それ以外に契約の解除ができる場合及びその契約の解除を行ったときの損害賠償又は違約金についての取決め等について告げなければならない。

例えば、本法でクーリング・オフが法第 55 条第 2 項の書面の受領日から 20 日を経過するまで認められているにもかかわらず、8 日を経過したらクーリング・オフができなくなると告げることや、「個人的な都合によるクーリング・オフは認められません。」などと告げることは、不実の告知に該当する。

また、契約解除の条件について民商法の一般原則によるところに比し不利な条件を契約に盛り込みながら、故意にそれに言及しないことは事実の不告知に該当する。

## ニ 業務提供利益に関する事項について

勧誘を受ける相手方が得られる業務提供利益の内容について、その算定方法、金額等の事実を告げることとなる。

例えば、確実に収入が得られる保証がないにもかかわらず、「月収〇〇万円は確実なので、それで商品購入の支払は大丈夫。」などと告げることは不実の告知に該当する。また、安易に高収入が得られる話のみを強調し、収入を得るためには事業者の実施する試験に合格しなければならないことや一定の基準に満たない在宅ワークの成果物については報酬を支払わないことなどの条件があるにもかかわらず、故意にそれに言及しない場合には、事実の不告知に該当する。

ホ 「前各号に掲げるもののほか、その業務提供誘引販売業に関する事項であつて、業務提供誘引販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」

勧誘に係る業務提供誘引販売取引の内容のみならず、その業務提供誘引販売業に関する事項であつて第 1 号から第 4 号までに規定されているもの以外の事項全てが対象となるが、事実の不告知については相手方が当該事実を知らずに取引を行うことがその者に不利になる事項が問題となる。また、不実の告知に関しては、対象となる範囲は、事実の不告知に比して、より広くなる。具体的には個々の事例に即して判断されるものである。

例えば、業務提供誘引販売取引について省庁が許可又は認可を行うような制度となっていないにもかかわらず、「〇〇省に認められた商法である。」と告げることは不実の告知となるほか、業務提供誘引販売業を行う者の経営が破綻の危機にひんしている場合にその財産状況等を故意に告げないことは事実の不告知となり得る。

- (5) 「故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。」

法第 34 条の解説 1 (6)を参照。

なお、不実のことを告げる行為について、刑法の詐欺罪と本条の関係については、訪問販売における禁止行為（法第 6 条）の解説を参照されたい。

## 2 威迫・困惑（第 2 項）

- (1) 「その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約を締結させるため」

業務提供誘引販売取引についての勧誘の際における相手方の単なる業務妨害等、契約締結以外の目的から行われる威迫・困惑を含まない趣旨である。



- (2) 「その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の解除を妨げるため」

「解除を妨げる」とは、通常は、解除を申し出た取引の相手方に対してなされるが、先制攻撃的に解除妨害を行うこと（例えば、「後からクーリング・オフをするなどと言ったらただではすみません。」などと言われている場合等）もあり得る。

- (3) 「人を威迫して困惑させてはならない」

「威迫」とは脅迫に至らない程度の人に不安を生ぜしめるような行為をいい「困惑させ」とは字義のとおり、困り戸惑わせることをいう。具体的にはどのような行為が該当するかについては個々の事例について、行為が行われた状況等を総合的に考慮しつつ判断すべきである。

- 3 勧誘目的を告げずに誘引した者に対する公衆の出入りする場所以外の場所での勧誘の禁止（第3項）

第3項は、業務提供誘引販売業を行う者が、特定負担を伴う取引についての契約の締結についての勧誘をするためのものであることを告げずに、営業所等以外の場所において呼び止めて同行させる等の方法により誘引した者に対して、公衆の出入りする場所以外の場所において、業務提供誘引販売取引についての契約について勧誘することを禁止する規定である。

これは、勧誘目的を告げずに公衆の出入りしない場所に誘い込んで、個人が自発的に離脱できない状況で不意に勧誘が行われることにより、必ずしも強引な勧誘や虚偽の説明による勧誘のような不当行為が行われなくとも個人が冷静な判断を行うことが困難となり不本意に契約を結ばされてしまうことによるトラブルが見受けられたことから、そのような行為を禁止することとしたものである。

- (1) 「営業所、代理店、その他の主務省令で定める場所以外の場所」

省令第39条の4で訪問販売における「営業所等」と同じ場所を規定し、それ以外の場所としている。

- (2) 「営業所、代理店その他の主務省令で定める場所以外の場所において呼び止めて同行させることその他政令で定める方法により誘引した者」

いわゆるキャッチセールスと同様の方法により誘引した者に加えて、いわゆるアポイントメントセールスと同様の方法により誘引した者を規定している。

具体的には、政令第3条の2において、「電話、郵便、信書便、電報、ファクシミリ装置を用いて送信する方法若しくは電磁的方法により、若しくはビラ若しくはパンフレットを配布し若しくは拡声器で住居の外から呼び掛けることにより、又は住居を訪問して、営業所その他特定の場所への来訪を要請する方法」を規定している。

- (3) 「公衆の出入りする場所以外の場所において」

不特定多数の一般人が自由に出入りしていない場所において、の意味である。個々のケースにおいては実態に即して判断されることとなるが、例えば、業務提供誘引販売業

を行う者の事務所、個人の住居、ホテルの部屋や会議室、公共施設等の会議室、カラオケボックス、貸切り状態の飲食店等は該当するものと考えられる。

(4) 「業務提供誘引販売取引についての契約の締結について勧誘をしてはならない。」

上記(2)及び(3)の要件を共に満たす状況において勧誘をすること、すなわち本項で規定する方法により誘引した者に対して、公衆の出入りしない場所で勧誘をすることは、すべからず本項に違反する行為となる。例えば、誘引した者に対し、公衆の出入りする場所で勧誘を始め、その後公衆の出入りしない場所で勧誘を行った場合でも、本項に違反する行為となる。

公衆の出入りしない場所において勧誘を開始した時点で、本項に違反する行為となり、行政処分及び罰則の対象となる。

4 本条の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金(併科あり)が科せられる(法第70条第1号)ほか、主務大臣による指示(法第56条)や取引停止命令(法第57条)等の対象となる。

#### (合理的な根拠を示す資料の提出)

**第52条の2** 主務大臣は、前条第1項第1号又は第4号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該業務提供誘引販売業を行う者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該業務提供誘引販売業を行う者が当該資料を提出しないときは、第56条第1項及び第57条第1項の規定の適用については、当該業務提供誘引販売業を行う者は、前条第1項第1号又は第4号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたものとみなす。

#### 趣旨

業務提供誘引販売取引において、商品・役務の「効能」・「効果」や「取引により得られる利益」等に関して虚偽の説明を受けたことによるトラブルが見受けられたことを踏まえ、迅速な行政処分を可能とするため本条が規定された。

#### 解説

本条は、業務提供誘引販売業を行う者が、法第52条第1項に違反して同項第1号に掲げる事項(商品(施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。))の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容その他これらに類するものとして主務省令で定める事項)又は第4号に掲げる事項(その業務提供誘引販売業に係る業務提供利益に関する事項)につき不実告知をした疑いがあり、その判断をするために必要な場合には、主務大臣が当該業務提供誘引販売業を行う者に対して、期間を定め、告げたことの裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができることとし、当該業務提供誘引販売業を行う者がその資料を提出しない場

合には、行政処分を行うに際して法第 52 条第 1 項に違反して不実告知をしたものとみなすこととする規定である。

また、連鎖販売取引と同じく、得られる根拠のない利益を過大に誇張して告げる場合等も本条の対象となる。

(1) 「前条第 1 項第 1 号又は第 4 号に掲げる事項につき」

業務提供誘引販売業を行う者による不実告知において、告げる以上は当然、合理的な根拠を保持してあるべき事項（性能、効能、品質、効果、利益等）につき適用することとした。例えば、パソコンを扱う業務提供誘引販売取引において、收受し得るとされる業務提供利益を告げる場合等が該当する。

(2) 「期間を定めて」

「特定商取引に関する法律第 6 条の 2 等の運用指針—不実勧誘・誇大広告等の規制に関する指針—」に規定されているとおり、資料の提出を求められた日から原則として 15 日間とする。

(3) 「合理的な根拠を示す資料」

①提出資料が客観的に実証された内容のものであること及び②勧誘に際して告げられた性能、効果、利益等と提出資料によって実証された内容が適切に対応していることの双方の要件を満たすことが必要である。

(4) 「第 56 条第 1 項及び第 57 条第 1 項の規定の適用については、」

本条は、法第 56 条第 1 項に基づく指示及び法第 57 条第 1 項に基づく取引停止命令に際して適用される。法第 52 条第 1 項違反行為は、罰則の対象ともなっているが、業務提供誘引販売業を行う者の違反状態を「みなす」という本条の効果にも鑑み、罰則については適用されない。

なお、詳しくは「特定商取引に関する法律第 6 条の 2 等の運用指針—不実勧誘・誇大広告等の規制に関する指針—」を参照のこと。

**(業務提供誘引販売取引についての広告)**

**第 53 条** 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引について広告をするときは、主務省令で定めるところにより、当該広告に、その業務提供誘引販売業に関する次の事項を表示しなければならない。

- 一 商品又は役務の種類
- 二 当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担に関する事項
- 三 その業務提供誘引販売業に関して提供し、又はあつせんする業務について広告をするときは、その業務の提供条件
- 四 前 3 号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

**趣 旨**

本条は、不特定の者に対する広告について規制するものであり、広告には契約締結に至らしめる前段階として取引に興味を抱かせる大きな効果があるため、この段階で過大に期待を抱かせることなどを防止するための必要表示事項を規定している。

## 解 説

### 1 広告

- (1) 本条でいう「広告」には、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等のいわゆるマスメディアを媒体とするものだけでなく、チラシの配布、店頭に表示やダイレクトメール、インターネット上のウェブサイト、電子メール、SNS等において表示される広告も含まれる。
- (2) 電子メールやインターネット上のバナー等により広告をする場合は、その本文及び本文中でURLを表示することにより紹介しているサイト（リンク先）を一体として広告とみなしている。したがって、電子メール等の本文中ではURLのみ表示している場合であっても、そのリンク先で業務提供誘引販売取引について広告をしていれば、その電子メール等は業務提供誘引販売取引についての広告に該当する。また、電子メール等で業務提供誘引販売取引の紹介をする場合、特に表示場所が限定されていない表示事項については、電子メール等の本文、リンク先のいずれに表示してもよい。
- (3) なお、業務提供誘引販売業についての他の規定は、「その業務提供誘引販売業に関して提供され、又はあつせんされる業務を事業所等によらないで行う個人」を相手方とするものに適用を限定しているのに対し、本条は、広告の性格上このような限定が不可能であるため、業務提供誘引販売取引について広告をするときは、全て本条の適用を受けることとしている。したがって、事業所等によって業務に従事する個人又は法人を対象とすることが明らかである場合であっても、本条の適用を免れるものではない。

### 2 広告における表示事項

#### (1) 「商品又は役務の種類」

当該業務提供誘引販売業に係る商品又は役務について、商取引に不慣れな一般個人がいかなる商品、役務であるのかを理解し得る程度に具体的に表示する必要がある。

#### (2) 「当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担に関する事項」

特定負担に関する事項については、省令第41条第1項で「商品……の購入金額若しくは役務の対価の支払の金額又は取引料の金額……を明示しなければならない」と規定されているので、商品の購入又は役務の対価と取引料の提供とに分けて、それぞれの金額を明示しなければならない。なお、これらの表示については、「明示」しなければならない、はっきりと認識できないような形、例えば、広告の片隅で誰もが見失うような書き方で表示しても、本条でいう「明示」したこととはならない。

#### (3) 「その業務提供誘引販売業に関して提供し、又はあつせんする業務について広告するときは、その業務の提供条件」

業務の提供条件については、省令第41条第2項において、次の事項を表示することを義務付けている。

- ① 業務の内容
- ② 一定の期間内に業務を提供し、又はあっせんする回数、業務に対する報酬の条件など、業務の提供又はあっせんの態様に応じて、当該業務の提供又はあっせんについての条件に係る重要な事項
- ③ 業務提供利益の見込みについて正確に理解できるように、根拠又は説明

①については、例えば、「手書き文章をワープロで清書する在宅ワークです。」というように業務の内容について具体的に表示しなければならない。

②については、例えば、データ入力業務の場合、月にどの程度の頻度で業務を提供するのか、文字当たりの報酬単価がいくらか、といった業務の提供・あっせんの条件の概要を表示しなければならない。業務提供誘引販売業を行う者が、事業形態等の関係で、例えば、月にどの程度の頻度で業務を提供するのか等について、自らの責任において約束ができない場合には、例えば「業務提供回数については約束できない。」などを明確に表示する必要がある。

③については、例えば、「月間〇万円の収入が可能です。」、「私は月〇十万円の収入を得ています。」といった表示をする際には、同じ業務を行っている者の中で、それと同等の額の収入を得ている者が多数を占めること等、事実に基づく根拠を示し、実際以上に高収入が得られるかのような見込みを持たせないようにしなければならない。

(4) 「前3号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項」

省令第40条において次のとおり定めている。

- ① 業務提供誘引販売業を行う者の氏名又は名称、住所及び電話番号
- ② 業務提供誘引販売業を行う者が法人であって、電子情報処理組織を使用する方法により広告をする場合には、当該業務提供誘引販売業を行う者の代表者又は業務提供誘引販売業に関する業務の責任者の氏名
- ③ 業務提供誘引販売業を行う者が外国法人又は外国に住所を有する個人であって、国内に事務所等を有する場合には、当該事務所等の所在場所及び電話番号
- ④ 商品名
- ⑤ 電子メールにより広告をするときは、業務提供誘引販売業を行う者の電子メールアドレス

①の「氏名又は名称」については、広告をする者が個人であるときは戸籍上の氏名又は商業登記簿上の商号を、法人であるときは登記された名称を記載することを要し、通称や屋号、サイト名は認められない。

「住所」については、法人及び個人事業者の別を問わず現に活動している住所（法人にあつては、通常は登記簿上の住所と同じと思われる。）を正確に表示する必要がある。いわゆるレンタルオフィスやバーチャルオフィスであっても、現に活動している住所といえる限り、法の要請を満たすと考えられる。また、「電話番号」については、確実に連絡が取れる番号を表示することを要する。使用されていない電話番号を表示する

場合や発信専用の番号で消費者側から架電しても一切つながらない等のような場合は、確実に連絡が取れる番号とはいえず、使用可能な電話番号を広告上表示している場合においても、業務提供誘引販売業を行う者が意図的に、常に電話を取らない状態にしている場合等には、確実に連絡が取れる番号を表示していることにはならない。

なお、例えば、広告をする者が法人であって複数の店舗を有する場合、本店の住所及び電話番号に併せて支店の住所及び電話番号を表示することは妨げられない。

②の「電子情報処理組織を使用する方法」とは、インターネット上のウェブサイト、電子メール等を利用した広告を指すものである。また、「業務提供誘引販売業に関する業務の責任者」とは、業務提供誘引販売業に関する業務の担当役員や担当部長等実務を担当する者の中での責任者を指すものであり、必ずしも代表権を有さなくてもよい。

③の「業務誘引販売業を行う者が外国法人又は外国に住所を有する個人であつて、国内に事務所等を有する場合には、当該事務所等の所在場所及び電話番号」については、業務誘引販売業を行う外国法人又は外国に住所を有する個人が日本国内に事務所等を有している場合には、消費者からの問合せ等が容易になるよう、国内事務所等の所在場所及び電話番号についても表示することを義務付けるものである。

なお、「所在場所」とは、省令第40条第1号に規定する「住所」と同様、番地等まで正確に表示する必要がある。例えばビルの一室を事務所としている場合には、建物名及び部屋番号も省略せずに表示する必要がある。「電話番号」については前記①同様に、確実に連絡が取れる番号を表示する必要がある。

④の「商品名」とは、他の者の販売する商品と区別するために用いる名称のことで、一般にブランド名と言われるものである（類似したものに商標があるが、商標とは商品に付する標識であつて、単なる名称とは異なる。）。商品名は、業務提供誘引販売業を行う者が付したものである必要はなく、その商品の製造者が付したものであつても、これを記載しなければならない。

- 3 本条の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、100万円以下の罰金が科される（法第72条第1項第5号）ほか、主務大臣による指示（法第56条）や取引停止命令（法第57条）等の対象となる。

#### **（誇大広告等の禁止）**

**第54条** 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引について広告をするときは、当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担、当該業務提供誘引販売業に係る業務提供利益その他の主務省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

業務提供誘引販売業における広告は、業務提供誘引販売業を行う者が一般個人を誘引する際の主な手段となっており、かつ取引の相手方は業務提供利益を強調した広告をもって誘引されることが多いため、虚偽・誇大広告を禁止し、消費者トラブルの未然防止を図るものである。

## 解 説

1 「その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引について広告をするときは、当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担、当該業務提供誘引販売業に係る業務提供利益」  
トラブル実態に即して例示したものである。「特定負担」については、例えば、業務に必要な1万円の商品購入のほかに、業務の提供を受けるためには事実上有料の講習を受講しなければならないにもかかわらず、「この在宅ワークをするために必要な負担は1万円の商品購入のみで、ほかには一切ない。」といった広告表示は本条に違反することになる。なお、「広告」については前条解説1を参照。

2 「その他の主務省令で定める事項」

省令第42条で次のように定めている。

- ① 特定負担に関する事項
- ② 業務提供利益その他の業務の提供条件に関する事項
- ③ 商品の種類、性能、品質若しくは効能、役務の種類、内容若しくは効果又は権利の種類、内容若しくはその権利に係る役務の種類、内容若しくは効果
- ④ 商品の原産地若しくは製造地、商標又は製造者名
- ⑤ 商品、権利若しくは役務、業務提供誘引販売業を行う者又は業務提供誘引販売業を行う者の行う事業についての国、地方公共団体、著名な法人その他の団体又は著名な個人の関与
- ⑥ 契約の解除に関する事項

(1) 「業務提供利益その他の業務の提供条件に関する事項」

例えば、確実に収入が得られる保証がないにもかかわらず、「月収〇〇万円は確実なので、それで商品購入の支払は大丈夫。」などといった広告表示は本条に違反することになる。また、収入を得るためには事業者の実施する試験に合格しなければならないことや一定の基準に満たない在宅ワークの成果物について報酬を支払わないなどの条件があるにもかかわらず、安易に高収入が得られる話のみを強調するような広告表示も本条に違反することになる。なお、このような広告表示は、業務の具体的な提供条件を表示していないと考えられることから、法第53条にも違反する。

(2) 「商品の種類、性能、品質若しくは効能」、「役務の種類、内容若しくは効果」及び「権利の種類、内容若しくはその権利に係る役務の種類、内容若しくは効果」

「商品の種類」とは、商品の機種等のことである。例えば、既に新型ではなくなっている商品に「最新機種」等の表示を行うことで、取引の相手方に当該商品が最新機種であるかのような誤認をさせるトラブルに対応するためのものである。

「商品の……性能」とは、機械等の性質又は能力のほか商品等の有する安全性も含意する。例えば、国の安全基準を満たす商品であるとして広告上で表示していたにもかかわらず、実際には基準を満たす安全性を有していないような場合も「商品の……性能」について事実と相違する表示又は誤認させるような表示に該当し得る。「品質」とは、品物の性質、しながら（品柄）のことである。また、役務又は権利の「内容」とは、役務又は権利の実質のことであり、それぞれそのもの自身が有する特質である。例えば、パソコンの処理能力、パソコン研修を提供する者の資質等がこれに該当する。

一方、「商品の……効能」又は「役務の……効果」とは、商品を使用すること又は役務の提供を受けること等により得られる効き目のことである。例えば、パソコン研修を受けて修得した技術の向上等はこれに該当する。

(3) 「国、地方公共団体、著名な法人その他の団体又は著名な個人の関与」

法令上の権限によるものであるかどうかを問わず、当該商品等への国、地方公共団体等の関わりのことであり、例えば、「〇〇省認定」、「〇〇省推薦」、「〇〇県公認」等の表示はこれに該当する。また、商品・権利・役務についての認定等（例えば、「この製品は、〇〇省認定」等の表示）のほか、事業者についての認定等（例えば、「当社は、〇〇省認定事業者」の表示等）、事業についての認定等（例えば、「〇〇省認定事業」等の表示）が含まれる。

3 「著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示」

法第 36 条の解説 3 を参照。

4 本条に違反して著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良若しくは有利と誤認させるような表示をしたときは、当該違反行為をした者は、100 万円以下の罰金が科される（法第 72 条第 1 項第 1 号）ほか、主務大臣による指示（法第 56 条）や取引停止命令（法第 57 条）等の対象となる。

**（合理的な根拠を示す資料の提出）**

**第 54 条の 2** 主務大臣は、前条に規定する表示に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした業務提供誘引販売業を行う者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該業務提供誘引販売業を行う者が当該資料を提出しないときは、第 56 条第 1 項及び第 57 条第 1 項の規定の適用については、当該表示は、前条に規定する表示に該当するものとみなす。

**趣 旨**

業務提供誘引販売取引において、商品・役務の「効能」・「効果」や「取引により得られる利益」等に関して誇大な広告等に起因するトラブルが見受けられたことを踏まえ、迅速な行



政処分を可能とするため本条が規定された。

## 解 説

本条は、業務提供誘引販売業を行う者が、法第 54 条の規定に違反して誇大広告等をした疑いがあり、その判断をするために必要な場合には、主務大臣が当該業務提供誘引販売業を行う者に対して、期間を定め、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができることとし、当該業務提供誘引販売業を行う者がその資料を提出しない場合には、行政処分を行うに際して法第 54 条に違反して誇大広告等をしたものとみなすこととする規定である。

### (1) 「前条に規定する表示」

法第 54 条の禁止規定に違反する誇大広告等の表示である。

### (2) 「期間を定めて」

「特定商取引に関する法律第 6 条の 2 等の運用指針—不実勧誘・誇大広告等の規制に関する指針—」に規定されているとおり、資料の提出を求められた日から原則として 15 日間とする。

### (3) 「合理的な根拠を示す資料」

①提出資料が客観的に実証された内容のものであること及び②広告において表示された性能、効果、利益等と提出資料によって実証された内容が適切に対応していることの双方の要件を満たすことが必要である。

### (4) 「第 56 条第 1 項及び第 57 条第 1 項の規定の適用については」

本条は、法第 56 条第 1 項に基づく指示及び法第 57 条第 1 項に基づく取引停止命令に際して適用される。法第 54 条違反行為は、罰則の対象ともなっているが、業務提供誘引販売業を行う者の違反行為を「みなす」という本条の効果にも鑑み、罰則については適用されない。

なお、詳しくは「特定商取引に関する法律第 6 条の 2 等の運用指針—不実勧誘・誇大広告等の規制に関する指針—」を参照のこと。

## (承諾をしていない者に対する電子メール広告の提供の禁止等)

**第 54 条の 3** 業務提供誘引販売業を行う者は、次に掲げる場合を除き、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引について、その相手方となる者の承諾を得ないで電子メール広告をしてはならない。

- 一 相手方となる者の請求に基づき、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引に係る電子メール広告（以下この章において「業務提供誘引販売取引電子メール広告」という。）をするとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、通常業務提供誘引販売取引電子メール広告の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる場合として主務省令で定める場合において、業務提供誘引販売取引電子メール広告をするとき。

- 2 前項に規定する承諾を得、又は同項第1号に規定する請求を受けた業務提供誘引販売業を行う者は、当該業務提供誘引販売取引電子メール広告の相手方から業務提供誘引販売取引電子メール広告の提供を受けない旨の意思の表示を受けたときは、当該相手方に対し、業務提供誘引販売取引電子メール広告をしてはならない。ただし、当該意思の表示を受けた後に再び業務提供誘引販売取引電子メール広告をすることにつき当該相手方から請求を受け、又は当該相手方の承諾を得た場合には、この限りでない。
- 3 業務提供誘引販売業を行う者は、業務提供誘引販売取引電子メール広告をするときは、第1項第2号に掲げる場合を除き、当該業務提供誘引販売取引電子メール広告をすることにつきその相手方の承諾を得、又はその相手方から請求を受けたことの記録として主務省令で定めるものを作成し、主務省令で定めるところによりこれを保存しなければならない。
- 4 業務提供誘引販売業を行う者は、業務提供誘引販売取引電子メール広告をするときは、第1項第2号に掲げる場合を除き、当該業務提供誘引販売取引電子メール広告に、第53条各号に掲げる事項のほか、主務省令で定めるところにより、その相手方が業務提供誘引販売取引電子メール広告の提供を受けない旨の意思の表示をするために必要な事項として主務省令で定めるものを表示しなければならない。
- 5 前2項の規定は、業務提供誘引販売業を行う者が他の者に次に掲げる業務の全てにつき一括して委託しているときは、その委託に係る業務提供誘引販売取引電子メール広告については、適用しない。
  - 一 業務提供誘引販売取引電子メール広告をすることにつきその相手方の承諾を得、又はその相手方から請求を受ける業務
  - 二 第3項に規定する記録を作成し、及び保存する業務
  - 三 前項に規定する業務提供誘引販売取引電子メール広告の提供を受けない旨の意思の表示をするために必要な事項を表示する業務

## **趣 旨**

電子メールによる広告の提供については、その「容易性」や「低廉性」から業務提供誘引販売業を行う者が何度もかつ時間に関わりなく送信することが可能という特性があり、相手方の側で開封・廃棄等に時間を浪費させられたり、受信料の負担がかかることもあるなどの問題を有しているほか、広告メールを見て取引に入った相手方がトラブルに巻き込まれる事例も見られた。

このようなトラブルへの実効ある規制として請求や承諾のない電子メール広告を原則禁止（いわゆる「オプトイン規制」）することで、消費者保護を図ることとした。

業務提供誘引販売取引におけるオプトイン規制の骨組みは、通信販売及び連鎖販売取引におけるそれと同様に、以下の三つから成っている。

- ① 相手方から請求や承諾がない限り、原則として業務提供誘引販売取引電子メール広告

を行うことはできない（法第 54 条の 3 第 1 項）。

② 相手方から請求や承諾があった場合には、当該請求又は承諾があったことの記録として主務省令で定めるものを 3 年間保存しておかなければならない（法第 54 条の 3 第 3 項）。

③ 送信する業務提供誘引販売取引電子メール広告には、相手方が業務提供誘引販売取引電子メール広告の提供を受けない旨の意思の表示をするための連絡方法を記載し、相手方から拒否の意思表示があった場合には、その相手方に対してその後業務提供誘引販売取引電子メール広告を行ってはならない（法第 54 条の 3 第 2 項、第 54 条の 3 第 4 項）。

なお、業務提供誘引販売業を行う者が業務提供誘引販売取引電子メール広告に関する一定の業務を他者に一括して委託している場合には、その委託を受けた者（業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者）が、上記の②（記録保存義務）と③（表示義務等）の義務を負うこととなる。

## 解 説

本条の解説については、法第 12 条の 3 の解説を参照されたい。

**第 54 条の 4** 業務提供誘引販売業を行う者から前条第 5 項各号に掲げる業務の全てにつき一括して委託を受けた者（以下この章並びに第 66 条第 6 項及び第 67 条第 1 項第 4 号において「業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者」という。）は、次に掲げる場合を除き、当該業務を委託した業務提供誘引販売業を行う者（以下この条において「業務提供誘引販売取引電子メール広告委託者」という。）が行うその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引について、その相手方となる者の承諾を得ないで業務提供誘引販売取引電子メール広告をしてはならない。

一 相手方となる者の請求に基づき、業務提供誘引販売取引電子メール広告委託者に係る業務提供誘引販売取引電子メール広告をするとき。

二 前号に掲げるもののほか、通常業務提供誘引販売取引電子メール広告委託者に係る業務提供誘引販売取引電子メール広告の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる場合として主務省令で定める場合において、業務提供誘引販売取引電子メール広告委託者に係る業務提供誘引販売取引電子メール広告をするとき。

2 前条第 2 項から第 4 項までの規定は、業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者による業務提供誘引販売取引電子メール広告委託者に係る業務提供誘引販売取引電子メール広告について準用する。この場合において、同条第 3 項及び第 4 項中「第 1 項第 2 号」とあるのは、「次条第 1 項第 2 号」と読み替えるものとする。

## 趣 旨

業務提供誘引販売業を行う者が、電子メールによる広告業務を専門に行う事業者（以下「電子メール広告受託事業者」という。）に委託して電子メール広告をするケースが一般的となっている。この電子メール広告受託事業者が、電子メールによる広告業務について中核

的な役割を担っていることを踏まえれば、実質的に業務提供誘引販売を行う者と同等といえる程度に業務提供誘引販売を行う者の行為を代行する場合には、独立の義務対象として規制体系の中に明確に位置付けることが適切であると考えられたことから、電子メール広告受託事業者を規制対象として規定したものである。

## **解 説**

本条は、電子メール広告受託事業者（業務提供誘引販売業を行う者から法第 54 条の 3 第 5 項各号に掲げる業務について一括して委託を受けた者）についての規制内容を規定したものである。どのような者が電子メール広告受託事業者に該当するか、また、本条による規制の内容については、法第 12 条の 3 の解説を参照されたい。

### **（業務提供誘引販売取引における書面の交付）**

**第 55 条** 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者（その業務提供誘引販売業に関して提供され、又はあつせんされる業務を事業所等によらないで行う個人に限る。）とその特定負担についての契約を締結しようとするときは、その契約を締結するまでに、主務省令で定めるところにより、その業務提供誘引販売業の概要について記載した書面をその者に交付しなければならない。

2 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約（以下この章において「業務提供誘引販売契約」という。）を締結した場合において、その業務提供誘引販売契約の相手方がその業務提供誘引販売業に関して提供され、又はあつせんされる業務を事業所等によらないで行う個人であるときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、次の事項についてその業務提供誘引販売契約の内容を明らかにする書面をその者に交付しなければならない。

- 一 商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。）の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容に関する事項
- 二 商品若しくは提供される役務を利用する業務の提供又はあつせんについての条件に関する事項
- 三 当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担に関する事項
- 四 当該業務提供誘引販売契約の解除に関する事項（第 58 条第 1 項から第 3 項までの規定に関する事項を含む。）
- 五 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

## **趣 旨**

業務提供誘引販売取引をめぐるトラブルの発生原因の一つに、商売の経験に乏しい個人が業務内容や契約内容を熟知しないまま契約を締結してしまうことが挙げられる。また、契約内容が不明確であるために契約の相手方が不利益を被る場合も少なくない。本条は、この

ような実態に鑑み、商売の経験に乏しい個人を保護するため、特定負担についての契約締結前には業務提供誘引販売業の概要について記載した書面を、業務提供誘引販売取引についての契約締結時には契約の内容を明らかにする書面を、それぞれ交付させることとしたものである。

## **解 説**

### 1 特定負担についての契約締結前の書面交付（第1項）

第1項は、無事業所個人と特定負担についての契約を締結しようとするときは、契約を締結してその者が一定の義務を負う以前に、業務提供誘引販売業の概要について記載した書面を交付しなければならない旨を規定している。

#### (1) 「特定負担についての契約」

法第51条第1項に規定する商品の購入若しくは役務の対価の支払又は取引料の提供を行うことを約する契約のことである。

#### (2) 書面の交付の時期及び方法

書面の交付は、特定負担についての契約の相手方を特定して交渉に入ってから契約を締結するまでの間に行わなければならない。契約の締結以前に相手方に到達するなら自ら交付しても、第三者をして交付せしめてもよく、また、郵送でも構わない。ただし、本法は、書面と電磁的記録を別個のものとして書き分けているため、電磁的記録は書面に含まれない。記載について、本法は国内法であるため、原則として日本語が基準となるが、当事者が合意した場合は、日本語以外の言語を使用することも可能である。

また、書面（本紙）上に記載すべき事項を記載しきれない場合は、例えば「別紙による」旨を記載した上で、記載しきれなかった事項を記載した書面（別紙）を別途交付することが必要である。この場合、当該別紙は、本紙との一体性が明らかとなるよう同時に交付することとする。

#### (3) 書面の内容

交付する書面には、業務提供誘引販売業の概要を記載しなければならない。これは、業務提供誘引販売業についての記載であり、特定負担又は業務提供誘引販売取引に関する事項のみを記載するのでは足りない。

この書面の記載事項については、省令第43条第1項で次の事項が規定されている。

- ① 業務提供誘引販売業を行う者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名
- ② 商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。）の種類及びその性能若しくは品質に関する重要な事項又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容に関する重要な事項
- ③ 商品名
- ④ 商品若しくは提供される役務を利用する業務の提供又はあっせんについての条件に関する重要な事項

- ⑤ 当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担の内容
- ⑥ 契約の解除の条件その他の当該業務提供誘引販売業に係る契約に関する重要な事項
- ⑦ 割賦販売法第2条第2項に規定するローン提携販売の方法又は同条第3項に規定する包括信用購入あっせん若しくは同条第4項に規定する個別信用購入あっせんに係る提供の方法により商品の販売又は役務の提供を行う場合には、同法第29条の4第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は同法第30条の4（同法第30条の5第1項において準用する場合を含む。）若しくは同法第35条の3の19の規定に基づきローン提携販売業者又は包括信用購入あっせん関係販売業者、個別信用購入あっせん関係販売業者、包括信用購入あっせん関係役務提供事業者若しくは個別信用購入あっせん関係役務提供事業者に対して生じている事由をもって、商品の購入者又は役務の提供を受ける者はローン提供業者又は包括信用購入あっせん業者若しくは個別信用購入あっせん業者に対抗することができること。

イ 「業務提供誘引販売業を行う者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名」（省令第43条第1項第1号）

「氏名又は名称」については、個人事業者の場合は、戸籍上の氏名又は商業登記簿に記載された商号を、法人にあつては、登記簿上の名称を記載することを要し、通称や屋号は認められない。「住所」については、法人及び個人事業者の別を問わず、現に活動している住所（法人にあつては、通常は登記簿上の住所と同じと思われる。）を正確に記述する必要がある。いわゆるレンタルオフィスやバーチャルオフィスであっても、現に活動している住所といえる限り、法の要請を満たすと考えられる。また、「電話番号」については、確実に連絡が取れる番号を記載することを要する。使用されていない電話番号を記載する場合や発信専用の番号で消費者側から架電しても一切つながらない等のような場合は、確実に連絡が取れる番号とはいえ、使用可能な電話番号を記載している場合においても、業務提供誘引販売業を行う者が意図的に、常に電話を取らない状態にしている場合等には、確実に連絡が取れる番号を記載していることにはならない。

ロ 「商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。）の種類及びその性能若しくは品質に関する重要な事項又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容に関する重要な事項」（省令第43条第1項第2号）

「商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。）の種類及びその性能若しくは品質に関する重要な事項又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容に関する重要な事項」とは、当該商品を購入するに当たって、商品等の価値を判断する要素となる事項である。記載すべき事項は、商品、権利又は役務によりまちまちであるが、あくまで客観的な事実の記載でなければならず、主観的、あいまいな記載は本号の記載とはみなされない。具体的には、パソコンの処理能力、パソコン研修を提供

する者の資質等はこれに該当することとなる。

- ハ 「ローン提携販売業者又は包括信用購入あつせん関係販売業者、個別信用購入あつせん関係販売業者、包括信用購入あつせん関係役務提供事業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者に対して生じている事由をもつて、商品の購入者又は役務の提供を受ける者はローン提供業者又は包括信用購入あつせん業者若しくは個別信用購入あつせん業者に対抗することができること」(省令第 43 条第 1 項第 7 号)

本号で規定するいわゆる抗弁権の接続は、業務提供誘引販売業を行う者との間で、クーリング・オフ、取消し、契約不適合責任による解除等の抗弁事由がある場合に、ローン提供業者又は包括信用購入あつせん業者若しくは個別信用購入あつせん業者に対してその事由をもつて対抗し、支払請求を拒むことができるという趣旨であり、この点を相手方に認識させ明確化するため、この旨の記載を求めたものである。

#### (4) 書面の記載方法

書面の記載方法については、省令第 43 条第 2 項及び第 3 項において定められている。

本項の書面は、契約の相手方の注意を十分喚起させる必要があるところから書面の内容を十分に読むべき旨を、赤枠の中に赤字で記載しなければならない。使用する文字及び数字の大きさについても日本産業規格 Z 8305 に規定する 8 ポイント以上のものと規定している。

## 2 業務提供誘引販売取引についての契約締結時の書面交付（第 2 項）

第 2 項は、業務提供誘引販売業を行う者に、事業所等によらないで業務を行う個人と業務提供誘引販売契約を締結した場合に、契約内容を明らかにする書面を交付しなければならない旨を規定している。

### (1) 「遅滞なく」

通常 3 日ないし 4 日以内をいうが、契約の締結後できるだけ早い時期が望ましい。

なお、勧誘の際に交付した書面、すなわち法第 55 条第 1 項の書面として交付した書面等は、たとえ本項の必要記載事項の記載があったとしても、本項の書面の交付とはみなされない。本項の書面の交付は、契約内容を明らかにし、後日契約内容をめぐるトラブルが生じることを防止するという趣旨に加えて、法第 58 条第 1 項の規定を前提に、既に契約をした者にその契約についての熟慮を促すという目的を持つものであるから、前項の書面をもって本項の書面に代えることは許されない。

### (2) 書面の内容

イ 交付する書面には、業務提供誘引販売契約の内容を記載しなければならない。前項の書面と異なり、業務提供誘引販売業について包括的に記載することは要せず、当事者の契約の内容について記載すればよい。

記載しなければならない事項として、法律では、「商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。）の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若し

くは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容に関する事項」、「商品若しくは提供される役務を利用する業務の提供又はあつせんについての条件に関する事項」、「当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担に関する事項」、「当該契約の解除に関する事項」が規定されている。

第5号の省令で定める事項として省令第44条で次の事項が規定されている。

- ① 当該業務提供誘引販売業を行う者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名
- ② 当該業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約の締結を担当した者の氏名
- ③ 契約年月日
- ④ 商品名及び商品の商標又は製造者名
- ⑤ 特定負担以外の義務についての定めがあるときは、その内容
- ⑥ 割賦販売法に基づく抗弁権の接続に関する事項

割賦販売法第2条第2項に規定するローン提携販売の方法又は同条第3項に規定する包括信用購入あつせん若しくは同条第4項に規定する個別信用購入あつせんに係る提供の方法により商品販売又は役務の提供を行う場合には、同法第29条の4第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は同法第30条の4（同法第30条の5第1項において準用する場合を含む。）若しくは同法第35条の3の19の規定に基づきローン提携販売業者又は包括信用購入あつせん関係販売業者、個別信用購入あつせん関係販売業者、包括信用購入あつせん関係役務提供事業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者に対して生じている事由をもって、商品の購入者又は役務の提供を受ける者はローン提供業者又は包括信用購入あつせん業者若しくは個別信用購入あつせん業者に対抗することができる（いわゆる抗弁権の接続）旨を記載する。

なお、これらの記載事項のうち、次の上欄（左）に掲げる事項については、省令第45条第2項によりそれぞれ下欄（右）の内容を記載しなければならないこととされている。

事 項	内 容
一 商品若しくは提供される役務を利用する業務の提供又はあつせんについての条件に関する事項	イ 提供し、又はあつせんする業務の内容 ロ 1週間、1月間その他の一定の期間内に提供し、又はあつせんする業務の回数又は時間その他の提供し、又はあつせんする業務の量 ハ 1回当たり又は1時間当たりの業務に対する報酬の単価その他の報酬の単価が定められている場合には、その単価 ニ ロ及びハにより定められるものその他の業務提供利益の計算



	<p>の方法</p> <p>ホ ニに掲げるもののほか、業務提供利益の全部又は一部が支払われないこととなる場合があるときは、その条件</p> <p>ヘ ニ及びホに掲げるもののほか、業務提供利益の支払の時期及び方法その他の業務提供利益の支払の条件</p>
<p>二 当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担に関する事項</p>	<p>イ 商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。）の購入については、その購入先、数量、金額、代金の支払の時期及び方法並びに当該商品の引渡しの時期及び方法</p> <p>ロ 権利の購入については、その購入先、金額、代金の支払の時期及び方法並びに当該権利の移転の時期及び方法</p> <p>ハ 役務の対価の支払については、その支払先、金額、対価の支払の時期及び方法並びに当該役務の提供の時期及び方法</p> <p>ニ 取引料の提供については、その提供先、金額、性格並びに提供の時期及び方法</p> <p>ホ 取引料のうち返還されるものがあるときは、その返還の条件</p>
<p>三 当該契約の解除に関する事項（法第 58 条第 1 項から第 3 項までの規定に関する事項を含む。）</p>	<p>イ 契約書面を受領した日から起算して 20 日を経過するまでは、業務提供誘引販売取引の相手方は、書面又は電磁的記録によりその契約の解除を行うことができること。</p> <p>ロ イに記載した事項にかかわらず、業務提供誘引販売取引の相手方が、業務提供誘引販売業を行う者が法第 52 条第 1 項の規定に違反して業務提供誘引販売契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は業務提供誘引販売業を行う者が同条第 2 項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて業務提供誘引販売契約の解除を行わなかつた場合には、当該業務提供誘引販売業を行う者が交付した法第 58 条第 1 項の書面を当該業務提供誘引販売取引の相手方が受領した日から起算して 20 日を経過するまでは、当該業務提供誘引販売取引の相手方は、書面又は電磁的記録によりその契約の解除を行うことができること。</p> <p>ハ イ又はロの契約の解除があつた場合において、その業務提供誘引販売業を行う者は、業務提供誘引販売取引の相手方に対し、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができないこと。</p> <p>ニ イ又はロの契約の解除は、業務提供誘引販売取引の相手方が、その契約の解除を行う旨の書面又は電磁的記録による通知を發した時に、その効力を生ずること。</p>

	<p>ホ イ又はロの契約の解除があつた場合において、その契約に係る商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。）の引渡しが既にされているときは、その引取りに要する費用は、その業務提供誘引販売業を行う者の負担とすること。</p> <p>ヘ イ又はロの契約の解除があつた場合において、当該契約に係る商品の代金若しくは役務の対価の支払又は取引料の提供が行われているときは、業務提供誘引販売業を行う者は、業務提供誘引販売取引の相手方に対し、速やかに、その全額を返還すること。</p>
--	---

ロ また、第2項の表の記載事項については、次のような注意が必要である。

① 「商品若しくは提供される役務を利用する業務の提供又はあつせんについての条件に関する事項」

「商品若しくは提供される役務を利用する業務の提供又はあつせんについての条件に関する事項」は、取引の相手方が業務提供誘引販売取引を行う際の重要な判断要素である業務の提供条件を明確に書面に記載させることによって、業務の提供に係る契約内容と業務に必要な商品等の購入に係る契約内容が一体の契約内容であることを明らかにするものである。

また、当該記載は、重要な契約条件として、詳細かつ明確な記載が求められる。具体的には、業務の内容を示す明確な記述のほか、例えば、「1日当たり〇〇文字分のデータ入力業務を1か月に最低〇〇日間継続して提供する。」というような業務量、「〇〇文字当たり〇〇円の報酬を支払う。」というような単価、それらに基づく業務提供利益の計算方法等を、具体的に紛れない表現で記載しなければならない。業務提供誘引販売業を行う者が、事業形態等の関係で、例えば、月にどの程度の頻度で業務を提供するのか等について、自らの責任において約束できない場合には、例えば、「業務提供回数については約束できない。」などを明確に記載する必要がある。また、例えば、業務に関して課されるノルマがある場合や事業者の都合で一定の場合に業務を提供しないとか、清書が一定の美しさでないと報酬を支払わないといった条件がある場合にはその内容を具体的に記載することが必要であり、さらに、報酬が支払われる時期・方法等についても、具体的に記載しなければならない。

② 「特定負担に関する事項」

i 「取引料の提供については、その提供先、金額、性格並びに提供の時期及び方法」

「性格」とは、取引料が登録料、保証金、研修費等種々雑多な内容のものを含み得ることを考慮して記載を義務付けたものである。取引料の名義を記載しても、その名義からだけでは性格が明らかでないとき（例えば「権利金」、「リクルート料」等）は、説明を要する。

ii 「取引料のうち返還されるものがあるときは、その返還の条件」

取引料には、保証金等も含まれるため、一定の条件の下に返還されるものもある。このような場合には、「契約終了時に債務がなければ返還する。」、「業務で〇〇以上の成果を上げれば返還する」等、その返還の条件を明示しなければならない。

ハ さらに、以下の①から③までの事項については、省令第45条第1項により、それぞれ次の基準に合致したものでなければならないこととされている。

① 「引き渡された商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。）が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の責任に関する事項」

引き渡された商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。）が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合に販売業者がその不適合について責任を負わない旨が定められていないこと。

② 「契約の解除に関する事項」

i 業務提供誘引販売取引の相手方からの契約の解除ができない旨が定められていないこと。

ii 業務提供誘引販売業を行う者の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合における業務提供誘引販売業を行う者の義務に関し、民法に規定するものより業務提供誘引販売取引の相手方に不利な内容が定められていないこと。

③ 「その他の特約に関する事項」

法令に違反する特約が定められていないこと。

### (3) 記載方法

記載方法は省令第45条第3項から第5項までで定められており、この書面には、本条第1項の書面と同様、書面の内容を十分に読むべき旨を赤字の中に赤字で記載し、日本産業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

また、クーリング・オフに関する事項は、赤字の中に赤字で記載しなければならない。

3 本条の交付義務に違反して、書面を交付せず、又は記載すべき事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付したときは、当該違反行為をした者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金（併科あり）が科せられる（法第71条第1号）ほか、主務大臣による指示（法第56条）や取引停止命令（法第57条）等の対象となる。

#### (指示等)

**第56条** 主務大臣は、業務提供誘引販売業を行う者が第51条の2、第52条、第53条、第54条、第54条の3（第5項を除く。）若しくは前条の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その業務提供誘引販売業を行う者に

対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、業務提供誘引販売取引の相手方の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

一 その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約に基づく債務又はその解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。

二 その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約（その業務提供誘引販売業に関して提供され、又はあつせんされる業務を事業所等によらないで行う個人との契約に限る。次号において同じ。）の締結について勧誘をすること。

三 その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約を締結しない旨の意思を表示している者に対し、当該業務提供誘引販売契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方勧誘をすること。

四 前3号に掲げるもののほか、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約に関する行為であつて、業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの

2 主務大臣は、業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者が第54条の4第1項又は同条第2項において準用する第54条の3第2項から第4項までの規定に違反した場合において、業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

3 主務大臣は、第1項の規定による指示をしたときは、その旨を公表しなければならない。

4 主務大臣は、第2項の規定による指示をしたときは、その旨を公表しなければならない。

## **趣 旨**

本法の規定に違反する行為は、業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益を害するおそれもある。このような事態を避けるためには所要の対策を講じる必要があるが、その是正を図らせることで勧誘及び取引を続行することが可能であるならば、取引の相手方にとっても利益となる。本条は、この観点から、主務大臣から当該行為を行った者に対し、本法の目的に則った必要な措置をとるべき旨を指示することができることを定めるものである。

## **解 説**

1 「業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるとき」とは、業務提供誘引販売業を行う者が法第51条の2、第52条、第53条、第54条、第54条の3（第5項を除く。）若しくは第55条の規定に違反し、又は本条第1項に掲げる行為をした事実のみならず、その違反行為が本法の保護法益を害するおそれがあると主務大臣が認めるに足りる程度の場合を指す。具体的にいかなる

場合がこれに該当するかは、個々の実態に照らして判断することになる。

## 2 債務不履行（第1号）

(1) 本号は、業務提供誘引販売業を行う者による民事上の債務不履行についての規定である。

(2) 「業務提供誘引販売契約に基づく債務」は、業務提供利益の提供等が基本的な債務であるが、当事者間で特約が存在すれば、それに基づく債務も含まれる。

「業務提供誘引販売契約……の解除によつて生ずる債務」とは、契約が解除された場合の原状回復義務であり、例えば、業務提供誘引販売契約の相手方がクーリング・オフを申し出た場合における受領した販売代金の返還義務等である。

(3) 「履行を拒否」とは、業務提供誘引販売契約の相手方の請求に対して明示的に拒否する場合のほか、明示的に拒否することはしないまでも、実態上「拒否」と認められる場合（業務提供誘引販売取引の相手方の請求を聞こうとしないなど）も含む。また、拒否は裁判上の意思表示である必要はない。

(4) 「不当に遅延」については、解除がなされた時から直ちに本号に該当する状態が発生すると解釈することは現実的ではなく、返還すべき金品の調達に要する合理的期間等社会通念上認められた猶予期間の間は、本号には該当しないと解釈することが妥当である（ただし、この猶予期間は、客観的に判断されるものであって、業務提供誘引販売業を行う者の独自の事情のみによって左右されるものではない）。また、業務提供誘引販売業を行う者に同時履行の抗弁権があるなど正当事由がある場合はこれに該当しない。

## 3 断定的判断の提供（第2号）

(1) 「誤解させるべき断定的判断を提供」

判断の提供であるから、事実を告げるものは本号の対象とはならない。誤解を生ぜしめるように事実を告げることは、法第52条第1項に該当するか否かの問題となる。

(2) 業務を事業所等によらないで行う個人との契約に限定していることについては、法第52条の解説1(1)を参照。

## 4 迷惑を覚えさせるような仕方での勧誘（第3号）

「契約を締結しない旨の意思を表示している」とは、明示的に「いらぬ」、「やる気はない。」などと告げる行為のみならず、黙示的に契約締結を嫌がっていることを示した場合も含むものである。

「迷惑を覚えさせるような仕方での勧誘をすること」については、法第7条の解説2(5)①を参照。

## 5 その他省令事項（第4号）

業務提供誘引販売契約に関する行為で業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益を害するおそれがあるものとして、省令第46条で次の行為を定めている。

(1) 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約（その業務提供誘引販売業に関して提供され、又はあっせんされる業務を事業所その他これに類似する施設によらないで行う個人との契約に限る。以下この条において同じ。）について迷惑を覚えさせるような仕方解除を妨げること。

(2) 若年者、高齢者その他の者の判断力の不足に乘じ、業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約を締結させること。

「若年者、高齢者その他の者」には、未成年者、成年に達したばかりの者、高齢者、精神障害者、知的障害者及び認知障害が認められる者、成年被後見人、被保佐人、被補助人等が該当し得るところ、これらの者に対し、通常的判断力があれば締結しないような、本人にとって利益を害するおそれがあるような契約を締結させることは本号に該当する。なお、一般的に該当し得る者を例示しているが、外形的な要件のみによって判断されるものではなく、上記に限らず本号に該当する場合もある。

(3) 業務提供誘引販売取引の相手方の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行うこと。

取引の相手方の知識、経験及び財産の状況に照らして客観的に見て不相当と認められる勧誘が行われた場合に適用されることとなる。

(4) 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約を締結するに際し、当該契約に係る書面に年齢、職業その他の事項について虚偽の記載をさせること。

「その他の事項」とは、取引の相手方の信用能力についての情報（持家の有無、勤続年数、収入等）が中心であるが、特にこれに限定するものではない。

(5) 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約の相手方に当該契約に基づく債務を履行させるため、次に掲げる行為を行うこと。

○ 当該業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約の相手方の年収、預貯金又は借入れの状況その他の支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせること。

○ 当該業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約の相手方の意に反して貸金業者の営業所、銀行の支店その他これらに類する場所に連行すること。

○ 当該業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約の相手方に割賦販売法第 35 条の 3 の 3 第 1 項に規定する個別信用購入あっせん関係受領契約若しくは金銭の借入れに係る契約を締結させ、又は預貯金を引き出させるため、迷惑を覚えさせるような仕方これを勧誘すること。

「年収、預貯金又は借入れの状況その他の支払能力に関する事項」とは、消費者が業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約の履行に要する金銭を得るための契約を締結する際に、事業者が消費者の支払能力について調査する事項であり、年収、預貯金、借入れの状況の他に、例えば信用購入あっせんに係る債務の支払の状況なども含まれる。

「その他これらに類する場所」とは、消費者が業務提供誘引販売業に係る業務提供

誘引販売契約の履行に要する金銭を得るための契約を締結する営業所等の場所であり、例えばATMなどを指す。

「連行」とは業務提供誘引販売業を行う者が消費者を物理的に連れて行くことを意味しており、業務提供誘引販売業を行う者が同行しない場合は対象にはならない。

「迷惑を覚えさせるような仕方」については、第7条の解説2(5)①参照。なお、業務提供誘引販売業を行う者が迷惑を覚えさせるような仕方で消費者に対し金銭の借入れ等に関する契約の締結のため貸金業者の支店等に赴くべき旨の勧誘を行う場合は、当該業務提供誘引販売業を行う者自身が貸金業者の支店等に同行するしないにかかわらず、これに該当することとなる。

- (6) 業務提供誘引販売業を行う者が、電子情報処理組織を使用する方法（電磁的方法を除く。）により電子計算機を用いて送信することにより行われる業務提供誘引販売取引電子メール広告をすることについての承諾を得、又は請求を受ける場合において、顧客の意に反する承諾又は請求が容易に行われないう、顧客の電子計算機の操作（業務提供誘引販売取引電子メール広告をすることについての承諾又は請求となるものに限る。次号において同じ。）が当該業務提供誘引販売取引電子メール広告を受けることについての承諾又は請求となることを、顧客が当該操作を行う際に容易に認識できるように表示していないこと。
- (7) 業務提供誘引販売業を行う者が、電磁的方法による電磁的記録の送信、書面への記入その他の行為により行われる業務提供誘引販売取引電子メール広告をすることについての承諾を得、又は請求を受ける場合において、当該業務提供誘引販売取引電子メール広告をすることについての承諾を得、又は請求を受けるための表示を行う際に、顧客の意に反する承諾又は請求が容易に行われないう、顧客の電磁的方法による電磁的記録の送信、書面への記入その他の行為が当該業務提供誘引販売取引電子メール広告を受けることについての承諾又は請求となることを、顧客が容易に認識できるように表示していないこと。
- (6)とあわせて、業務提供誘引販売取引電子メール広告をすることについての承諾を得、又は請求を受ける際の違反行為について規定したものであり、(6)はインターネット上のウェブサイト等により承諾の取得等を行う場合を、本号は電子メールや書面等により承諾の取得等を行う場合をそれぞれ規定している。当該業務提供誘引販売取引電子メール広告を受けることについての承諾又は請求となることを、顧客が「容易に認識できるように表示」の解釈について、どのような表示を行うことが「容易に認識できる（できない）」表示に該当するかの具体例については、「電子メール広告をすることの承諾・請求の取得等に係る『容易に認識できるように表示していないこと』に係るガイドライン」を参照されたい。
- (8) 業務提供誘引販売業を行う者が、法第54条の4第1項及び同条第2項で準用する法第54条の3第2項から第4項までの規定のいずれかに違反する行為を行っている者に、

法第 54 条の 3 第 5 項各号に掲げる業務の全てにつき一括して委託すること。

- 6 「当該違反又は当該行為の是正のための措置、業務提供誘引販売取引の相手方の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置」

主務大臣が業務提供誘引販売業を行う者に対し、違法状態又は不当な状態を改善させたり、消費者利益の保護を図るために必要な措置を具体的に指示して行わせるものである。

「当該違反又は当該行為の是正のための措置」とは、例えば、業務提供誘引販売業を行う者がその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約を締結しない旨の意思を表示している者に対し、当該業務提供誘引販売契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘を行っていると思われる場合など、業務提供誘引販売業を行う者について認定された具体的違反行為について、違反行為を今後繰り返さないために当該違反に係る規制の遵守を求め、改善のための取組等について報告をさせること等である。

「業務提供誘引販売取引の相手方の利益の保護を図るための措置」とは、例えば、業務提供誘引販売業を行う者が勧誘の際に不実告知を行っていた場合に、業務提供誘引販売取引の相手方の誤認を排除するため当該告知が事実と反していた旨の通知をさせる（例：「この在宅ワークをするために必要な負担は 1 万円の商品購入のみで、ほかには一切ない。」と告げており、当該業務提供誘引販売業を行う者の不実告知を認定した場合に、業務提供誘引販売取引の相手方に対し「実際には業務の提供を受けるためには、1 万円の商品購入のほかには有料の講習を受講しなければならない。」旨の通知をさせる。）こと等である。

上記は主務大臣が指示できる事項の例示であり、これら以外の措置についても、その必要性が認められる限り指示を行うことができるという旨を明らかにするために、「その他の必要な措置」との文言を置いている。

- 7 第 2 項は、業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者が指示対象となる行為について規定したものである。
- 8 なお、主務大臣が本条第 1 項又は第 2 項の規定による指示をしたときは、その旨を公表することが義務付けられている（第 3 項及び第 4 項）。
- 9 本条第 1 項又は第 2 項の規定による指示に違反したとき、当該違反行為をした者は、6 月以下の懲役又は 100 万円以下の罰金（併科あり）が科せられる（法第 71 条第 2 号）ほか、主務大臣による取引停止命令（法第 57 条）等の対象となる。

**（業務提供誘引販売業を行う者に対する業務提供誘引販売取引の停止等）**

**第 57 条** 主務大臣は、業務提供誘引販売業を行う者が第 51 条の 2、第 52 条、第 53 条、第 54 条、第 54 条の 3（第 5 項を除く。）若しくは第 55 条の規定に違反し若しくは前条第 1 項各号に掲げる行為をした場合において業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は業務提供誘



引販売業を行う者が同項の規定による指示に従わないときは、その業務提供誘引販売業を行う者に対し、2年以内の期間を限り、当該業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。この場合において、主務大臣は、その業務提供誘引販売業を行う者が個人である場合にあっては、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務提供誘引販売取引に係る業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止を併せて命ずることができる。

2 主務大臣は、前項前段の規定によりその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引の停止を命ずる場合において、当該業務提供誘引販売業を行う者が個人であり、かつ、その特定関係法人（業務提供誘引販売業を行う者又はその役員若しくはその使用人（当該命令の日前1年以内において役員又は使用人であつた者を含む。次条第2項において同じ。）が事業経営を実質的に支配する法人その他の政令で定める法人をいう。以下この項及び同条第2項第1号において同じ。）において、当該停止を命ずる範囲の業務提供誘引販売取引に係る業務と同一の業務を行つていと認められるときは、当該業務提供誘引販売業を行う者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その特定関係法人で行つている当該同一の業務を停止すべきことを命ずることができる。

3 主務大臣は、業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者が第54条の4第1項若しくは同条第2項において準用する第54条の3第2項から第4項までの規定に違反した場合において業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者が前条第2項の規定による指示に従わないときは、その業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に対し、1年以内の期間を限り、業務提供誘引販売取引電子メール広告に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

4 主務大臣は、第1項又は第2項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

5 主務大臣は、第3項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

## **趣 旨**

業務提供誘引販売取引をめぐる違法行為等が行われた場合、その行為は罰則の対象となる場合もあるが、悪質な業務提供誘引販売業を行う者を放置しておくことは被害の拡大を招くものである。このため、主務大臣はこのような業務提供誘引販売業を行う者を名宛人として、取引停止命令を発することができることとするとともに、当該業務提供誘引販売業を行う者が個人事業者である場合には、停止命令の範囲の取引に係る業務を営む法人の担当役員等となることを禁止する業務禁止命令を発することができることとしている。さらに、取引停止命令等の実効性を確保するため、取引停止命令を受ける業務提供誘引販売業を行う者が個人事業者である場合に、特定関係法人において、当該停止を命ずる範囲の取引に係

る業務と同一の業務を行っていると思われるときは、当該業務提供誘引販売業を行う者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その特定関係法人で行っている当該同一の業務を停止すべきことを命ずることができることも規定している。

## 解 説

- 1 法第 56 条第 1 項及び第 2 項に規定する「害されるおそれがあると認めるとき」（指示のみが行われる場合）と本条第 1 項前段及び第 3 項に規定する「著しく害されるおそれがあると認めるとき」（業務提供誘引販売業を行う者に対する取引停止命令が行われる場合）の違いについては、当該違反行為の個々の実態に即して、取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益の保護を図るために取引を停止させるまでに至らずとも必要な措置をとることで改善されると判断できる場合と、取引停止命令を発動しなければ実態が改善されないと判断される場合との違いである。なお、当然のことながら、取引停止命令を行う場合において、併せて法違反又は不当な状態の改善等のための措置を指示することも可能である。
- 2 命令の内容  
第 1 項前段の命令の内容は、業務提供誘引販売取引の全部又は一部の停止である。
- 3 取引停止命令の実効性をより高めるため、取引停止命令の対象となる個人事業者に対して、取引停止命令と併せて業務禁止命令を発出することができる（本条第 1 項後段）。業務禁止命令は、後述（法第 57 条の 2）のとおり、①取引停止命令を受けた範囲の取引に係る業務を新たに開始すること、②同種業務を行う法人の役員となることを禁止するものであるが、個人事業者の場合、取引停止命令によって当該個人事業者は新たに業務を開始することは禁止されることとなり、①の内容について改めて規定する必要はないことから、②の内容のみを規定している（法人の役員等又は個人事業者の使用人に対する業務禁止命令については法第 57 条の 2 の解説 1 を参照のこと。）。
- 4 個人事業者である業務提供誘引販売業を行う者に対する業務禁止命令に係る条文の解釈は以下のとおり。
  - (1) 「この場合において」  
業務提供誘引販売業を行う者に対する取引停止命令を発出する場合における意である。取引停止命令の発出がされない場合に業務禁止命令のみを発出することはできない。
  - (2) 「当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて」  
業務禁止命令は、取引停止命令と同一の期間を定めて発出される。これは単に期間の長さが一致しているというだけでなく、通常、始期と終期についても一致することとなる。そのため、例えば取引停止命令を発出し、その期間が明けた後に業務禁止命令を発出することはできない。
  - (3) 「当該停止を命ずる範囲の業務提供誘引販売取引に係る業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止」

「当該停止を命ずる範囲の業務提供誘引販売取引に係る業務」とは、取引停止命令によって停止が命じられる範囲の取引に係る業務であり、その範囲内において業務禁止を命ずることができる。例えば、業務提供誘引販売取引に係る契約の締結に関する業務について取引停止命令が発出されている場合には、業務禁止命令の内容としては、業務提供誘引販売取引に係る契約の締結に関する業務を営む法人において、業務提供誘引販売取引に係る契約の締結に関する業務を担当する役員となることを禁止する等ということになる。

(4) 「法人」

法第8条第1項後段に規定する「法人」と同様に、いわゆる人格のない社団における役員に相当する者になることについても禁止している。

(5) 「当該業務を担当する役員」

法第8条第1項後段に規定する「役員」と同様に、「業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者」になることも禁止している。

- 5 第2項は、取引停止命令を受ける業務提供誘引販売業を行う者が個人事業者である場合に、取引停止命令の時点で既に、特定関係法人において、当該停止を命ずる範囲の業務提供誘引販売取引に係る業務と同一の業務を行っているとき認められるときは、当該業務提供誘引販売業を行う者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その特定関係法人において行っている当該同一の業務を停止すべきことを命ずることができることを規定している。

(1) 「特定関係法人」

「特定関係法人」とは、業務提供誘引販売業を行う者又はその役員若しくはその使用人（当該命令の日前1年以内において役員又は使用人であった者を含む。）が事業経営を実質的に支配する法人その他の政令で定める法人をいう。具体的には、政令第16条の2において読み替えて準用する政令第3条の4の規定に基づく省令第7条の3の準用及び読替え規定（省令第46条の2）により、以下の法人が該当することとなる。

① 業務提供誘引販売業を行う者が個人である場合においては、次に掲げる法人

イ 当該業務提供誘引販売業を行う者又はその使用人が代表権を有する役員である法人

ロ 当該業務提供誘引販売業を行う者又はその使用人がその総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）又は総社員の議決権の100分の20以上100分の50以下の議決権を保有する会社その他の法人（外国におけるこれらに相当するものを含む。省令第7条の3において「会社等」という。）

ハ 当該業務提供誘引販売業を行う者又はその使用人がその総株主又は総社員の議決権の100分の50を超える議決権を保有する会社等（当該会社等の子会社等及び関連会社等を含む。）

- ② 上記のほか、業務提供誘引販売業を行う者の業務の一部又は当該業務に関連する事業を行っている法人であって、当該業務提供誘引販売業を行う者が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配しているもの又は当該方針の決定に対して重要な影響を与えることができるもの

(注) 「使用人」については、法第8条の解説5(1)の注釈を参照。

- (2) 「当該停止を命ずる範囲の業務提供誘引販売取引に係る業務と同一の業務を行つていると認められるとき」

「当該停止を命ずる範囲の業務提供誘引販売取引に係る業務」とは、取引停止命令によって停止が命じられる取引に係る業務であり、「同一の業務を行つていると認められるとき」とは、取引停止命令前から別法人において既に停止を命じられる範囲の取引に係る業務と同一の業務を開始している場合の意である。

- (3) 「当該業務提供誘引販売業を行う者に対して」

本条第2項に基づき業務の停止を命ぜられる名宛人は、同条第1項前段の取引停止命令を受ける業務提供誘引販売業を行う者である個人となる（特定関係法人が名宛人となるわけではない。）。すなわち、特定関係法人で行われている業務のうち、同条第1項前段の取引停止命令を受ける業務提供誘引販売業を行う者である個人が当該特定関係法人で行っている業務の範囲で、同条第2項による業務の停止を命ずることができる。

- (4) 「当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて」

解説4(2)を参照。

- (5) 「その特定関係法人で行っている当該同一の業務を停止すべきことを命ずることができる。」

業務提供誘引販売業を行う者に対する取引停止命令前から、(1)に記載した特定関係法人において既に行っている業務であって、業務提供誘引販売業を行う者に対する取引停止命令によって停止が命じられる取引に係る業務と同一の業務を停止すべきことを命ずることができるの意である。

なお、業務（取引）停止命令と業務禁止命令の用語の使い分けについては、既に行っている業務を止めさせることを「業務（取引）の停止」とし、新たに業務を行ってはならないとすることを「業務の禁止」としている。

- 6 第3項は、業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者が業務停止命令の対象となる行為について規定したものである。業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者は業務禁止命令の対象とはならない。

- 7 第4項及び第5項は、主務大臣が本条第1項から第3項までの命令をしたときは、その旨の公表を義務付けるものである。これは業務提供誘引販売業を行う者の名称等を広く消費者に知らしめして被害の拡大防止を図るとともに、他の事業者が、事情を知らずに、業務禁止を命じられた者に対し業務禁止を命じられた範囲の業務を行わせてしまうことや当該業務の担当役員に就任させてしまうことを防止するためのものである。
- 8 本条第1項から第3項までの命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金（併科あり）が科せられる（法第70条第3号）。

#### **（役員等に対する業務の禁止等）**

- 第57条の2** 主務大臣は、業務提供誘引販売業を行う者に対して前条第1項前段の規定によりその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による業務提供誘引販売取引に係る業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務提供誘引販売取引に係る業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）の禁止を命ずることができる。
- 一 当該業務提供誘引販売業を行う者が法人である場合 その役員及び当該命令の日前1年以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前1年以内においてその使用人であつた者
  - 二 当該業務提供誘引販売業を行う者が個人である場合 その使用人及び当該命令の日前1年以内においてその使用人であつた者
- 2 主務大臣は、前項の規定により業務の禁止を命ずる役員又は使用人が、次の各号に掲げる者に該当するときは、当該役員又は当該使用人に対して、当該禁止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その行つている当該各号に規定する同一の業務を停止すべきことを命ずることができる。
- 一 当該命令の理由となつた行為をしたと認められる業務提供誘引販売業を行う者の特定関係法人において、当該命令により禁止を命ずる範囲の業務提供誘引販売取引に係る業務と同一の業務を行つていると認められる者
  - 二 自ら業務提供誘引販売業を行う者として当該命令により禁止を命ずる範囲の業務提供誘引販売取引に係る業務と同一の業務を行つていると認められる者
- 3 主務大臣は、前2項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

#### **趣 旨**

本条においては、業務提供誘引販売業を行う法人の役員等及び個人事業者の使用人に対

する業務禁止命令等について規定している。

## 解 説

- 1 本条第1項は、法第57条第1項前段の取引停止命令と同時に、処分を受けた法人の役員等に対し、新たに業務を開始すること等を禁止し、取引停止命令が実質的に遵守されるようにするものであり、条文の解釈は以下のとおりである。

- (1) 「前条第1項前段の規定により業務の停止を命ずる場合において」

法第57条第1項後段と同様に、業務提供誘引販売業を行う者に対する取引停止命令を発出する場合における意である。

- (2) 「当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による業務提供誘引販売取引に係る業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者」

取引停止命令を受けた法人の役員について、役員であることをもって一律に同種の業務を行う他の法人の役員となること等を禁止することとした場合、問題となった違反行為について責任の軽い者が業務禁止命令の対象となり得ることとなるため、業務提供誘引販売業を行う者に対する取引停止命令を発出する事案ごとに業務禁止命令の対象となる者を特定すべく、主務省令で定める者に該当する場合に限って業務禁止命令の対象となることとしている。こうした者について、省令第46条の3において、「法第57条第1項前段の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者」と規定している。

なお、個人事業者に対して業務禁止命令が行われる場合（法第57条第1項後段）においては、当該個人事業者が停止を命じられた業務の遂行に主導的な役割を果たしその責任を負うことは明らかであることから、このような要件は規定されていない。

- (3) 「当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて」

法第57条の解説4(2)を参照。

- (4) 「当該停止を命ずる範囲の業務提供誘引販売取引に係る業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）」

「当該停止を命ずる範囲の業務」については法第57条の解説4(3)を参照。

例えば業務提供誘引販売取引に係る契約の締結に関する業務について取引停止命令が発出されている場合には、業務禁止が命じられる内容としては、法人を新たに設立し、当該法人において業務提供誘引販売取引に係る契約の締結に関する業務を開始すること（業務提供誘引販売取引に係る契約に関する業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する等となる。なお、「役員」については法第57条の解説4(5)を参照。

- (5) 「当該業務提供誘引販売業を行う者が法人である場合」

法第8条第1項後段で定義している「法人」が該当し、人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。

(6) 「当該命令の日前1年以内においてその役員であつた者」

「役員」とは法第8条第1項後段において定義されている「役員」である。これは、実質的に支配力を有している者も含まれることから、例えば形式的に取締役の立場から退任しながらも実質的にはそれ以後も業務提供誘引販売取引に関する営業活動の具体的な指示を引き続き行っていたような者は、退任の日が当該命令の日前1年以内であったか否かを問うまでもなく、当該命令の日においても「役員」に該当するものと評価されることになる。

(7) 「使用人」

「使用人」の定義は第8条第2項で規定されており、「その営業所の業務を統括する者その他の政令で定める使用人」である。これは、役員には該当しないもののこれに準ずるような役割を果たす立場にある使用人は法人の業務の中核を担っているものと評価されることから、そのような従業員についても、業務禁止命令の対象となり得ることを規定したものである。具体的には法第8条の解説5(1)の注釈を参照。

2 前条第1項後段及び本条第1項による業務禁止命令についてまとめると、以下のとおりとなる。

① 法人である業務提供誘引販売業を行う者に対して取引停止を命ずる場合は、当該法人の役員若しくは使用人又は当該命令以前1年以内にこれらの立場にあつた者であつて、かつ、停止を命じられた業務に主導的な役割を果たしている者に対し、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて当該停止を命ずる範囲の取引に係る業務を新たに開始すること及び当該業務を営む法人の担当する役員となることの禁止を命令できる。

② 個人である業務提供誘引販売業を行う者に対して取引停止を命ずる場合は、  
イ 当該個人事業者本人に対し、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて当該停止を命ずる範囲の取引に係る業務を営む法人の担当する役員となることの禁止を命令できるほか、

ロ 当該個人事業者の使用人又は当該命令以前1年以内に使用人であつた者であつて停止を命じられた業務に主導的な役割を果たしている者に対し、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて当該停止を命ずる範囲の取引に係る業務を新たに開始すること及び当該業務を営む法人の担当する役員となることの禁止を命令できる。

3 第2項は、第1項の規定により業務禁止命令を受ける役員又は使用人が、業務禁止命令の時点で既に、特定関係法人において又は自ら業務提供誘引販売業を行う者として、当該停止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行っていると認められるときは、当該役員又は当該使用人に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その特定関係法人において又は自ら業務提供誘引販売業を行う者として行っている当該同一の業務を停止すべきことを命ずることができることを規定している。

(1) 「特定関係法人」

本項における特定関係法人は業務提供誘引販売業を行う者が個人である場合、法人

である場合の双方があり得るため、法第 57 条の解説 5 (1)で挙げたものに加えて、業務提供誘引販売業を行う者が法人である場合においては以下の法人も特定関係法人に含まれる（省令第 7 条の 3 第 1 項第 2 号の準用及び読替え（省令第 46 条の 2））。

イ 当該業務提供誘引販売業を行う者の子会社等、当該業務提供誘引販売業を行う者を子会社等とする親会社等、当該業務提供誘引販売業を行う者を子会社等とする親会社等の子会社等（当該業務提供誘引販売業を行う者、当該業務提供誘引販売業を行う者の子会社等及び当該業務提供誘引販売業を行う者を子会社等とする親会社等を除く。）及び当該業務提供誘引販売業を行う者の関連会社等

ロ 当該業務提供誘引販売業を行う者の役員（施行令第 3 条の 4 の役員をいう。ハ及びニにおいて同じ。）又はその使用人が代表権を有する役員である法人

ハ 当該業務提供誘引販売業を行う者の役員又はその使用人がその総株主又は総社員の議決権の 100 分の 20 以上 100 分の 50 以下の議決権を保有する会社等

ニ 当該業務提供誘引販売業を行う者の役員又はその使用人がその総株主又は総社員の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を保有する会社等（当該会社等の子会社等及び関連会社等を含む。）

（注） 「親会社等」、「子会社等」、「関連会社等」については、法第 8 条の 2 の解説 3 (1)の注釈を参照のこと。

(2) 「当該役員又は当該使用人に対して」

本条第 2 項に基づき業務の停止を命ぜられる名宛人は、同条第 1 項の業務禁止命令を受ける個人（すなわち、法第 57 条第 1 項前段に基づく取引停止命令を受ける業務提供誘引販売業を行う者の役員又は使用人）となる（本条第 2 項第 1 号も、特定関係法人が名宛人となるわけではない。）。

(3) 「当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて」

法第 57 条の解説 4 (2)を参照。

(4) 「当該各号に規定する同一の業務を停止すべきことを命ずることができる。」

各号においては、「当該命令により禁止を命ずる範囲の業務提供誘引販売取引に係る業務と同一の業務を行つていると認められる者」とあるところ、「当該命令により禁止を命ずる範囲の業務提供誘引販売取引に係る業務」とは、業務禁止命令によって禁止が命じられる業務であり、「同一の業務を行つていると認められる」とは、業務禁止命令前から別法人（特定関係法人）において又は自ら業務提供誘引販売業を行う者として、禁止を命じられる範囲の業務と同一の業務を既に開始している場合の意である。この場合においては、既に開始している当該同一の業務についても停止を命ずることができる。

4 第 3 項は、主務大臣が第 1 項又は第 2 項の命令をしたときは、その旨の公表を義務付けるものである（法第 57 条の解説 7 を参照のこと。）。

5 本条第 1 項又は第 2 項の命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、3 年以下の



懲役又は 300 万円以下の罰金（併科あり）が科せられる（法第 70 条第 3 号）。

#### **（業務提供誘引販売契約の解除）**

**第 58 条** 業務提供誘引販売業を行う者がその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約を締結した場合におけるその業務提供誘引販売契約の相手方（その業務提供誘引販売業に関して提供され、又はあつせんされる業務を事業所等によらないで行う個人に限る。以下この条から第 58 条の 3 までにおいて「相手方」という。）は、第 55 条第 2 項の書面を受領した日から起算して 20 日を経過したとき（相手方が、業務提供誘引販売業を行う者が第 52 条第 1 項の規定に違反してこの項の規定による業務提供誘引販売契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は業務提供誘引販売業を行う者が同条第 2 項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでにこの項の規定による業務提供誘引販売契約の解除を行わなかつた場合には、相手方が、当該業務提供誘引販売業を行う者が主務省令で定めるところによりこの項の規定による当該業務提供誘引販売契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して 20 日を経過したとき）を除き、書面又は電磁的記録によりその業務提供誘引販売契約の解除を行うことができる。この場合において、その業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

- 2 前項の業務提供誘引販売契約の解除は、その業務提供誘引販売契約の解除を行う旨の書面又は電磁的記録による通知を發した時に、その効力を生ずる。
- 3 第 1 項の業務提供誘引販売契約の解除があつた場合において、その業務提供誘引販売契約に係る商品の引渡しが既にされているときは、その引取りに要する費用は、その業務提供誘引販売業を行う者の負担とする。
- 4 前 3 項の規定に反する特約でその相手方に不利なものは、無効とする。

#### **趣 旨**

業務提供誘引販売取引においては、単なる商品等の販売と異なり、契約内容が複雑であり短期間では契約が理解できないこと、周囲の家族等が気付いて説得するまで勧誘に当たり巧みな言辞で必ず収入が得られると信じ込まされてしまうこと等が多い。このため、ビジネスに不慣れな個人が契約内容をよく理解しないまま契約し、後日トラブルを生じる場合が少なくないため、クーリング・オフ制度を導入し、一定期間内において取引の相手方に無条件で契約の解除等を行うことができることとしたものである。

#### **解 説**

- 1 第 1 項は、事業所等によらないで業務を行う個人が業務提供誘引販売契約を締結した場合は、契約締結後一定期間内は契約の解除を行うことができる旨を規定している。

#### (1) クーリング・オフ期間の起算日

クーリング・オフをすることができなくなるまでの期間の起算日は、「第 55 条第 2 項の書面を受領した日」である。つまり、法第 55 条第 2 項の契約書面を受領した日のことであり、これを受領していない場合は、クーリング・オフをすることができなくなるまでの 20 日間の起算日が到来せず、クーリング・オフできる期間が継続することになる（すなわち、クーリング・オフをする権利が消費者に留保されていることとなる。）。また、これらの書面に重要な事項が記載されていない場合も同様に、クーリング・オフできる期間が継続する（特に、クーリング・オフができる旨が記載されていないなどクーリング・オフに関する記載事項が満たされていない契約書面は、法第 58 条にいう「第 55 条第 2 項の書面」とは認められない。したがって、そのような場合には、契約の締結後何日経過した後であっても、契約の解除を行うことができる。）。

#### ○ 「(相手方が、……書面を受領した日から起算して 20 日を経過したとき)」

相手方からのクーリング・オフを妨害するため、業務提供誘引販売業を行う者が虚偽の説明を行ったり威迫して困惑させたりする行為は、罰則をもって禁止しており、このような違法行為を受けてクーリング・オフできなくなった相手方が救済されないのは妥当でない。

したがって、このような業務提供誘引販売業を行う者の違法行為を受けて相手方が誤認又は困惑してクーリング・オフしなかった場合には、その相手方は、法定書面を受領した日から起算して 20 日を経過した場合であっても、いつでもクーリング・オフできる。ただし、法律関係の安定性の確保にも配慮して、その業務提供誘引販売業を行う者がクーリング・オフできる旨を記載した書面を改めて交付し、それから 20 日を経過すると、その相手方は、クーリング・オフをすることができなくなる（法第 9 条の解説 1 (4)ハの図解参照。）。

なお、業務提供誘引販売業を行う者が法第 58 条第 1 項の法定書面を交付するに当たっては、「主務省令で定めるところにより」交付する必要があるが、省令では、当該書面の記載事項、様式のほか、交付の際の業務提供誘引販売業を行う者の説明義務を定めている（省令第 46 条の 4）。よって、業務提供誘引販売業を行う者は、当該書面を交付するとすぐに、相手方がその書面を見ていることを確認した上で、相手方に対して「これから 20 日経過するまではクーリング・オフできる。」などと口頭で告げる必要があるが、そのようにして交付されなかった場合は、交付から 20 日を経過した場合であってもその相手方は依然としてクーリング・オフすることができることとなる。一度、不実告知や威迫といったクーリング・オフ妨害行為を受けた相手方は、クーリング・オフできないと思い込んでいることも多く、「依然としてこれから 20 日経過するまではクーリング・オフできる。」などと記載された書面をただ交付されただけでは、このような相手方の十分な救済とはならないことから、このような説明義務を規定したものである。

## (2) 契約の解除の方法

契約の解除は、「書面又は電磁的記録により」行わなければならない。これは、クーリング・オフが契約の相手方からの一方的な申込みの撤回又は契約の解除についての意思表示であるので、「口頭」ではなく「書面又は電磁的記録」によってその意思を表示することにより、当事者間の権利関係を明確にするとともに、後日紛争が生ずることのないようにする趣旨である（仮に書面又は電磁的記録でなく、口頭でクーリング・オフを認めると証拠が残らないため、業者が「聞いていない。」と抗弁すると紛争となるおそれがある。そのため、証拠が残る方法（例えば、「書面」であれば内容証明郵便など）で行うことが望ましい。）。

「電磁的記録」による通知の代表的な例としては、電子メールのほか、USBメモリ等の記録媒体や、業務提供誘引販売業を行う者が自社のウェブサイトに掲げるクーリング・オフ専用フォーム等により通知を行う場合が該当する。

電磁的記録によるクーリング・オフについて、消費者が電磁的記録を発したかどうか、また、どの時点でそれを発したかに関する紛争が生じないように、業務提供誘引販売業を行う者としては、電磁的記録によるクーリング・オフを受けた場合、消費者に対し、クーリング・オフを受け付けた旨について電子メール等で連絡をすることが望ましいと考えられる。また、例えば、「電子メールでクーリング・オフを行う場合には、以下のアドレスにお送りください。」などと合理的な範囲内でクーリング・オフに係る電磁的記録による通知の方法を特定し、それを契約書面等に記載することにより、業務提供誘引販売業を行う者が確認しやすいクーリング・オフに係る電磁的記録による通知の方法を示すことは妨げられるものではない。

なお、書面又は電磁的記録でなく口頭で相手方が解除を申し出て業務提供誘引販売業を行う者が異議を唱えずこれを受領した場合には、クーリング・オフと同趣旨の合意解除が成立したものとみなされる場合が多いと考えられる。

## (3) 契約の解除の効果

法は契約の解除の効果については第3項の規定に加え、業務提供誘引販売業を行う者は、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない旨のみを規定しており、その他は一般法の原則によることとなる。したがって、契約の当事者双方は、原状回復義務を負い、業務提供誘引販売業を行う者は、既に受け取った商品代金及び取引料を返還しなければならないし、契約の相手方は、既に引渡しを受けた商品を返還しなければならない。この場合、契約の相手方が、引渡しを受けた商品を使用したり、消費している場合には、一般法の原則に戻って、業務提供誘引販売業を行う者は、相手方が商品の使用又は消費により得た利益相当額の請求を行うことができる。

- 2 第2項は、契約解除の意思表示の効力発生時期について、民法の到達主義の原則に対する例外を定めたものである。したがって、契約の解除をしようとする者は、20日以内に書面又は電磁的記録による通知を発すれば、その到達が20日を経過した後であっても、

契約の解除は有効である。これによって、契約の解除を行う側では、実質 20 日間検討を行うことができ、郵便遅配等のリスクも業務提供誘引販売業を行う者の側が負うこととなる。

3 第 3 項は、商品の引取りに要する費用の負担について民法の例外を定めたものである。

契約の解除を行った者は、既に引渡しを受けた商品があれば、これを業務提供誘引販売業を行う者に返還しなければならないが、そのために要する費用を業務提供誘引販売業を行う者に請求することができる。

4 第 4 項は、契約の相手方に不利な特約については、これを無効とする旨を定めたものである。

本条の規定は、業務提供誘引販売取引において、商取引に不慣れな個人を保護するために設けられたものであるが、当事者間の特約を認めると、相手方の無知に乗じて不利な特約が締結され、本条の趣旨がいかされない懸念がある。このため、契約の解除ができる期間を短縮したり、解除の方法について制限するなど、契約の相手方に不利な特約は無効とすることとしたものである。これに対し、相手方にとって有利な特約は有効に成立する。

#### **(業務提供誘引販売契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)**

**第 58 条の 2** 相手方は、業務提供誘引販売業を行う者がその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約の締結について勧誘をするに際し次の各号に掲げる行為をしたことにより、当該各号に定める誤認をし、それによつて当該業務提供誘引販売契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 第 52 条第 1 項の規定に違反して不実のことを告げる行為 当該告げられた内容が事実であるとの誤認

二 第 52 条第 1 項の規定に違反して故意に事実を告げない行為 当該事実が存在しないとの誤認

2 第 9 条の 3 第 2 項から第 5 項までの規定は、前項の規定による業務提供誘引販売契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しについて準用する。

#### **趣 旨**

本法では法第 52 条で、業務提供誘引販売業を行う者の不当な勧誘を抑止するため、不実告知及び事実不告知について罰則をもって禁止しているが、これら禁止行為が行われたこと自体は、民事上の契約の効力には直ちに影響を与えないと解されている。業務提供誘引販売業を行う者の行為が民法の詐欺や消費者契約法の不実告知等に該当すれば個人は当該契約を取り消し得ることとなるが、それらでは取り消すことのできない場合も多く、トラブルに遭遇した個々の個人の救済は難しい状況にあった。

そこで、業務提供誘引販売業を行う者が不実告知や事実不告知といった特定商取引法上の禁止行為を行った結果として個人が誤認し、そのために契約の申込みあるいは承諾の意

思表示をしたときは、民法や消費者契約法では取り消せない場合であっても当該意思表示を取り消せるものとして、被害を受けた個人の救済を図ることとした。

## 解 説

1 第1項は、業務提供誘引販売業を行う者が、業務提供誘引販売契約の締結について勧誘をするに際し、法第52条第1項の規定に違反して不実のことを告げる行為又は故意に事実を告げない行為をした結果、誤認をして申込み又は承諾の意思表示をしてしまった相手方は、その意思表示を取り消すことができることとする規定である。

(1) 「相手方は、業務提供誘引販売業を行う者が……行為をしたことにより、当該各号に定める誤認をし、それによつて……意思表示をしたときは」

相手方が意思表示を取り消すことができるのは、業務提供誘引販売業を行う者の違反行為及び相手方が誤認したとの間並びに相手方が誤認したこと及び相手方が意思表示したとの間の双方に因果関係が認められる場合であるが、業務提供誘引販売業を行う者の違反行為の事実があれば、この二つの因果関係が認められる事例が多いものと考えられる。

(2) 「業務提供誘引販売業を行う者が……契約の締結について勧誘をするに際し」

法第52条の解説1(2)を参照

(3) 「不実のことを告げる行為」

法第34条の解説1(6)を参照

(4) 「当該告げられた内容が事実であるとの誤認」

「誤認」とは、違うものをそうだと誤って認めることをいう。例えば、パソコンの販売に係る業務提供誘引販売業を行う者が、実際にはそのような確証はないにもかかわらず、相手方に対して「このパソコンを使った在宅ワークで毎月5万円の収入は確実。」と告げ、その相手方が「このパソコンで在宅ワークをすれば毎月5万円の収入は確実。」という認識を抱いた場合には、その相手方は「誤認」しているといえる。

(5) 「故意に事実を告げない行為」

法第34条の解説1(6)を参照

(6) 「当該事実が存在しないとの誤認」

例えば、在宅ワーク等の業務の提供を受けるためには資格が必要であり、それに合格することが難しいにもかかわらず、そのことを告げられなかった相手方が、そのような事実はないと認識した場合、その相手方は「誤認」しているといえる。

(7) 「これを取り消すことができる」

契約に係る申込み又はその承諾の意思表示が取り消された場合には、その契約は当初からなかったことになる（無効：民法第121条本文）。その行使方法、効果等については、本法に特段の定めがない限り、「取消し」に関する民法の規定による。

契約に係る意思表示が取り消された場合、その効果として民法の一般原則により両当事者はそれぞれ不当利得の返還義務を負うことになる。業務提供誘引販売業を行う

者が既に代金を受領している場合には、それを相手方に返還しなければならないとともに、商品の引渡し等が既にされていれば、相手方はその商品等を業務提供誘引販売業を行う者に返還する義務を負うこととなる。

- 2 第2項は、取消しの第三者効や時効などについて、訪問販売における取消し規定である法第9条の3第2項から第5項までの規定を準用しているものである。これらについては、取引形態の違いによって規定を異にする必要がなく、準用することとした。

#### (業務提供誘引販売契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限)

**第58条の3** 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約の締結をした場合において、その業務提供誘引販売契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払をその相手方に対して請求することができない。

- 一 当該商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。以下この項において同じ。）又は当該権利が返還された場合 当該商品の通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額（当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額から当該商品又は当該権利の返還された時における価額を控除した額が通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額）
- 二 当該商品又は当該権利が返還されない場合 当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額
- 三 当該業務提供誘引販売契約の解除が当該役務の提供の開始後である場合 提供された当該役務の対価に相当する額
- 四 当該業務提供誘引販売契約の解除が当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供の開始前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

- 2 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約の締結をした場合において、その業務提供誘引販売契約に係る商品の代金又は役務の対価の全部又は一部の支払の義務が履行されない場合（業務提供誘引販売契約が解除された場合を除く。）には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該商品の販売価格又は当該役務の対価に相当する額から既に支払われた当該商品の代金又は当該役務の対価の額を控除した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を相手方に対して請求することができない。

- 3 前2項の規定は、業務提供誘引販売取引に係る商品又は役務を割賦販売により販売し又は提供するものについては、適用しない。

## **趣旨**

業務提供誘引販売取引においては、業務提供誘引販売業を行う者の主導権の下に取引内容が確定されることが多いため、後日、その履行をめぐるトラブルを生じることが少なくない。その場合、業務提供誘引販売契約の相手方の代金支払の遅延等を理由にその契約中の損害賠償等の定めを盾に法外な損害賠償金を請求される例がある。しかし、これを放置すれば、業務提供誘引販売業を行う者が自分に有利な方向で問題を解決し、業務提供誘引販売契約の相手方の利益が損なわれるおそれがあるので、本条では、損害の賠償等の請求上限額を定め、妥当な金額に制限しようとするものである。

## **解説**

- 1 契約に係る債務の不履行（例えば、相手方が商品の代金を支払わない場合）について損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるとき、本条第1項は、そのような定めがある場合において契約が解除されたときにも第1号から第4号までのそれぞれの場合に応じて当該各号に掲げる額に、これらの金額の支払遅延があった場合には法定利率（民法第404条第2項により令和4年時点では年3パーセント）による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の支払を請求することができず、その超える部分についての請求は無効となることとしたものである。あくまで上限を規定したものであり、本項に定める額まで請求できる権利を業務提供誘引販売業を行う者に与えたものと解してはならない。

なお、業務提供誘引販売業を行う者に債務不履行があった場合には、民法の一般原則に基づき相手方が債務の完全履行請求や契約解除を主張することができるほか損害賠償請求を行うこととなる。本項は、たとえ相手方の責に帰すべき事由により契約が解除された場合であっても業務提供誘引販売業を行う者が一定額を超えて損害賠償等を請求することができない旨を規定するものであり、業務提供誘引販売業を行う者の責に帰すべき事由により契約が解除された場合に業務提供誘引販売業を行う者が本項に定める金額に相当する違約金を請求できるという意味に解してはならない。

- (1) イ 「当該商品又は当該権利の販売価格」及び「当該役務の対価」

代金の支払方法が分割の場合は、契約に基づき購入者等が支払う金銭の合計額のことである。

- ロ 「当該商品の通常の使用料の額」

その商品の賃貸借が営業として行われているような場合には、その賃貸料が参考となるが、そのような営業がない場合には、その商品の減価償却費、金利、マージン等に見合って、その額が合理的範囲で算定されることとなる。

具体的な使用料については、商品によってはその商品を販売する業界において、標準的な使用料率が算定されているものもあるので、それを参考とされたい。業界において算定されていない場合は、その業務提供誘引販売業を行う者が請求する損害賠償等の額の積算根拠を確認し、その妥当性を個別に判断する必要がある。

- ハ 「当該権利の行使により通常得られる利益」

「商品の通常の使用料」に対応する概念である。その権利を有する者が当該権利を行使して役務の提供を受けたことにより、当該権利を有していない者が同種の役務の提供を受ける場合と比して得られる利益である。商品の場合と同様「通常」のものであり、特殊事情は考慮しない、平均的な利益である。

(2) 「当該商品又は当該権利の返還された時における価額」

業務提供誘引販売契約の相手方から返還された商品又は権利の時価が下がった場合にはその商品又は権利の転売可能価格ということになる。

(3) 「提供された当該役務の対価に相当する額」

当該役務提供契約の解除が当該役務の提供の開始後である場合には、役務は返還不能なものであるため、第2号の「当該商品又は当該権利が返還されない場合」と同様に考えられる必要があり、「提供された当該役務の対価に相当する額」と規定したものである。この額の算定に際しては、役務によりその妥当性を個別に判断する必要がある。

(4) 「契約の締結及び履行のために通常要する費用の額」

契約の締結のために要する費用としては、契約の締結に際しての書面作成費、印紙税等、契約の履行のために要する費用としては、代金取立ての費用、催告の費用等があるが、これらは、このために現実にかかった費用ではなくて「通常要する費用」であるから、全ての場合の平均費用があくまでも標準となる。したがって、当該契約のみに特別に大きな費用がかかった場合でも、それをそのまま請求できないことはいうまでもない（例えば、当該契約を担当した販売員の日当、交通費、食事代等を含めて請求することは、論外である。また、在庫にない商品を業務提供誘引販売業を行う者が仕入れる費用や契約の履行のために調達させる資材の額も含まれない。）。通常要する費用の額は、当該商品若しくは当該権利の販売価格又は当該役務の対価の中にコストの一部として算入されているのが通例であり、請求することができる額は、このコストの計算の際の額を大きく超えることはできないものと解すべきである。

なお、役務提供事業者がその資材の加工を始めた場合にあっては、役務提供契約に係る役務の提供が開始されたと考えられることもあるため、その場合には、「役務の提供開始後」として本項第3号（前記）に該当することとなる。

(5) 本項は、約定解除の場合についての規定であり、合意解約がなされた場合は、本項は適用されないが、このような場合であっても本項に準じて取り扱うことが望ましい。

- 2 第2項は、契約が解除されない場合の相手方の債務履行遅延等を理由とした損害賠償（民法第415条）等の額を制限したものである。あくまで上限を規定したものであり、本項に定める額まで請求できる権利を業務提供誘引販売業を行う者に与えたものと解してはならない。契約の「解除」の場合以外に相手方が法外な損害賠償請求される事例としては、一部の契約約款において「購入者の支払遅延の場合は販売業者所定の遅延料金を支払う」などの規定がみられるところである。また、商品を販売する業務提供誘引販売業を行う者は、業務提供誘引販売契約の相手方の支払遅延の場合、契約を解除して当該商品を取



り戻し得るが、役務については取り戻すことが不能なため、契約を解除する意味がなくなること等の理由により、契約の「解除」の場合以外における不当に高額な損害賠償等に係るトラブルが惹起される蓋然性が高い。そのため本項を規定したものである。

- 3 第3項は、割賦販売法との適用関係を明らかにした規定である。同法においても消費者保護の観点から本法と同様の規定が置かれているが、同じ規制を重複して行うことを避けるため、本条第1項及び第2項については、より特殊性の強い割賦販売について割賦販売法を適用することとしたものである。